

第 4 回

宇都宮地域合併協議会 会 議 資 料

日時：平成 1 5 年 1 1 月 4 日（火） 午後 2 時より

場所：宇都宮ロイヤルホテル 3 階「エメラルドホール」

第4回宇都宮地域合併協議会 会議次第

日 時 平成15年11月4日(火)
午後2時 ~
場 所 宇都宮ロイヤルホテル
3階「エメラルドホール」

1 開 会

2 会長あいさつ

3 出席委員の報告

4 会議録署名委員の選任

5 協議事項

(1) 協議第1号 市町建設計画について

(2) 協議第2号 地域自治制度について

6 その他

7 閉 会

協議第 1 号

市町建設計画について

市町建設計画について別紙のとおり協議を求める。

平成 1 5 年 1 1 月 4 日提出

宇都宮地域合併協議会
会 長 福 田 富 一

協議第 2 号

地域自治制度について

地域自治制度について別紙のとおり協議を求める。

平成 1 5 年 1 1 月 4 日提出

宇都宮地域合併協議会
会 長 福 田 富 一

平成15年10月27日

宇都宮地域合併協議会
会長 福田 富一様

市町建設計画小委員会
委員長 竹原 卓郎

市町建設計画策定の中間報告について

市町建設計画につきましては、下記のとおり小委員会を開催し、中間報告書を取りまとめました。

つきましては、第4回宇都宮地域合併協議会において市町建設計画 - 将来構想 - (案)として提出いたします。

記

1 市町建設計画小委員会の開催状況

開催回	開催日	主な議題等
第1回	平成15年9月4日	・市町建設計画の構成について ・新市建設の基本姿勢と主要課題について
第2回	平成15年9月12日	・市町建設計画(将来構想)の素案について ・検討会の設置について
第3回	平成15年10月10日	・施策の大綱について ・主要事業計上の考え方について
第4回	平成15年10月22日	・施策の大綱(修正案)について ・計画策定の今後の進め方について

2 中間報告書

別添のとおり(市町建設計画 - 将来構想 - (案))

市町建設計画の構成

計画の策定にあたって

- 1 計画の趣旨
- 2 新市建設の背景と目的
 - (1) 日常生活圏と一体的な行政経営
 - (2) 地方分権の進展と住民自治の拡充
 - (3) 少子高齢化の進行と人口減少への対応
 - (4) 地域の経済・産業の振興
- 3 新市建設の基本姿勢
 - (1) 地域特性を踏まえた新たなまちづくりの推進
 - (2) 地域に根ざした自治の拡充
 - (3) 新たな時代を見据えた行財政改革の推進
 - (4) 自治体能力の向上と地方分権の推進

新市の概況

- 1 新市の現況
 - (1) 位置と地勢
 - (2) 歴史的特性
 - (3) 人口・世帯数
 - (4) 面積
 - (5) 経済
 - (6) その他の指標
- 2 新市の社会経済の見通し
 - (1) 人口の見通し
 - (2) 経済の見通し
- 3 まちづくりの資源と主要課題
 - (1) 地域特性及び資源
 - (2) まちづくりの主要課題

まちづくりの目標と基本方針

- 1 まちづくりの目標
- 2 土地利用の基本方針

新市の施策の大綱

- 1 個性と特性を生かした地域の創造
- 2 一体的で連携がとれた誰もが住みよい都市の創造
- 3 人、もの、情報が活発に交流する活力の創造

----- ~ まだが将来構想 -----

地域ごとの計画

県事業の推進

公共施設の適正配置と整備

財政計画

計画の推進方策

合併の意義と合併後のまちづくりの方向

背景

日常生活圏の拡大

- ・ サービス格差や利便性の問題が発生
- ・ 下水道普及率(広義)等に地域間格差も

経済・産業の停滞

- ・ 長引く景気低迷, 中心部の空洞化, 企業の撤退など, 更なる活力低下の懸念

地方分権の進展・住民自治の拡充

- ・ 地方の自立と特色ある地域づくりの要請

少子・高齢化と人口減少

- ・ 全国では平成 18 年をピークに人口が減少すると予測
- ・ 同時に超高齢社会の到来が予測され, 福祉費の増大と財政規模縮小の懸念

* 昭和の大合併から 50 年余りが経過し, 現在の自治体単位による運営の限界が予測されている。

合併によって...

各市町のサービス水準の格差是正

日常生活圏内のサービスの均一化, 利便性の向上が図られる

各市町の資源の連携と活用

一体的な基盤整備と支援機能の強化

より多様性に富んだ北関東最大の都市としての発展を目指す

地域自治制度の構築など, 住民自治の拡充

「住民の声が行政に届きにくくなる」などの合併の不安解消とともに, 自己決定・自己責任のもと, 特色ある地域づくりを図る

高齢化への対応等新たな事業の展開

多様化, 高度化する行政ニーズへ対応した自治能力の向上が図られる

行政組織のスリム化を図る

財政規模の拡大による弾力的な行政経営を図る

重複投資の解消を図る

財政基盤の強化が図られる

合併の意義を踏まえた
まちづくり

合併後の姿

人口 : 政令指定都市の法定要件である 50 万人を超え, 県全体の 25 % を占める。

経済 : 製造品出荷額は県全体の 25 % を占め, 商品販売額は 50 % を超える。

躍動する市民 魅力あふれる地域 あすの活力を育む都市 うつのみや

個性と特性を生かした「地域」の創造

- ・ より良い環境で学ぶことができるよう, 各地域の小中学校施設の整備を計画的に推進する。
- ・ 地域自治を推進するための環境や拠点施設を整備する。 等

* 地域自治制度

- ・ 地域に密接に関連した業務を, 地域の自主性に基づき地域が弾力的に執行できる予算で行うことで, 地域の文化・伝統が守られ, 個性と活気ある市民主体の地域づくりができる。
- ・ 住民に身近なサービスはもとより, より質の高いサービスを身近な場所から提供する。

一体的で連携がとれた誰もが住みよい「都市」の創造

- ・ 総合的な交通ネットワークを構築し, 新市の一体性と地域間の連携を支える交通環境をつくる。
- ・ 下水道など生活基盤の整備を推進し, 良好な生活環境をつくる。
- ・ 保健・医療・福祉などの基礎的なサービスを身近な拠点で提供し, 全ての市民が住み慣れた地域で健康で安心して暮らせることができる都市をつくる。 等

人, もの, 情報が活発に交流する「活力」の創造

- ・ 各地域の中心部や駅周辺において, 地域特性を生かした拠点開発や良好な住環境を形成する。
- ・ 百万人の商圏, 国内有数の工業団地や産業支援機能の集積, 優良農地等を背景に, 商・工・農の均衡のとれた活力あるまちをつくる。 等

市町建設計画（将来構想）素案の概要

（１）新市建設の基本姿勢と主要課題

計画の策定にあたって

-1 計画の趣旨

合併後の新市建設を効果的に推進する基本方針として策定し、新市の速やかな一体性の確立や住民の福祉の向上と各地域の特色を生かした新市全体の発展に向けて、その目標と施策を明らかにする

計画の期間 / 平成 16 年度～平成 26 年度

-2 新市建設の背景と目的

- (1) 日常生活圏と一体的な行政経営
- (2) 地方分権の進展と住民自治の拡充
- (3) 少子高齢化の進行と人口減少への対応
- (4) 地域の経済・産業の振興

-3 新市建設の基本姿勢

(1) 地域特性を踏まえた新たなまちづくりの推進

- ・個性と魅力を発揮できる地域づくりを推進する
- ・住民に身近なサービスを身近な場所から提供する

(2) 地域に根ざした自治の拡充

- ・地域住民の参加の促進と協働を基本とするまちづくりを推進する
- ・地域自治制度を構築・導入し、住民自治を拡充する

(3) 新たな時代を見据えた行財政改革の推進

- ・合理的かつ効率的な公共施設の統合・整備と適正配置を行う
- ・新市全域の視点から都市施設等が果たすべき機能を分析のうえ、重点的かつ効果的な公共投資を行う
- ・スケールメリットによる行政サービス水準の維持・向上や社会資本整備の効率化に努め、将来に渡って健全な財政運営を確保する

(4) 自治体能力の向上と地方分権の推進

- ・政策形成能力を強化し、多様化・高度化する行政ニーズへの対応に向けて自治体能力の向上を図る
- ・政令指定都市制度等の研究・検討を行うなど、自立した自治体をめざして地方分権の一層の推進に努める

新市の現況及び将来を想定した諸指標を提示

新市の概況

-1 新市の現況（平成 14 年度）

- (1) 位置と地勢
- (2) 歴史的特性
- (3) 人口・世帯数
 - 総人口・世帯数 / 総人口約 553,000 人、世帯数 207,367 世帯
1 世帯当たり 2.67 人
 - 年齢 3 区分人口 / 老年人口 15.6%（高齢社会）
 - 外国人登録人口 / 約 8,300 人（1 位：中国人）県全体の 27.1%
- (4) 面積 / 542.2 k m²（地目別 田畑：38.4%、宅地：15.9%）
- (5) 経済
 - 産業別事業所数 / 25,769 所、県全体の 25.6%
（1 位：金融・保険業：35.7%）
 - 産業別従事者数 / 260,672 人、県全体の 29.8%
（1 位：金融・保険業：46.9%）
 - 製造品出荷額 / 約 2 兆円、県全体の 26.8%
 - 年間商品販売額 / 約 2 兆 9 千億円、県全体の 50.7%
 - 農業粗生産額 / 約 350 億円、県全体の 12.8%、内訳「米」45.5%
- (6) その他の指標
 - 大学の在学者数 / 10,484 人、県内 17 校の内 7 校が市内に
 - 図書館等蔵書数 / 1 人あたり蔵書数 3.0 冊
 - 水道普及率(広義) / 95.2%（1 位：宇都宮地域 98.3%）
 - 下水道普及率(広義) / 80.1%（1 位：宇都宮地域 88.6%）

-2 新市の社会経済の見通し

- ・フレームの性格 推計値（平成 26 年の姿）
- ・フレーム設定の単位 新市全域と地域（旧市町）ごとの 2 種

(1) 人口の見通し

- 総人口・・・約 573,000 人
- 年齢構造・・・老年人口 22.6%（超高齢社会）
- 世帯数・・・約 232,000 世帯、1 世帯当たり 2.47 人
- 交流人口・・・昼間人口は約 597,000 人、
（昼間人口） 昼夜間人口比率は 104.5%

(2) 経済の見通し

- 経済規模
 - ・市内総生産・・・約 3 兆 2,200 億円の経済規模となる。産業別構成比は、第 3 次産業が増加し、第 1・2 次産業は低下
- 就業人口の見通し
 - ・就業者数・・・平成 18 年に約 306,000 人に達した後、約 302,000 人に減少。産業別構成比は、第 1・2 次産業が低下し、第 3 次産業が高まる

-3 まちづくりの資源と主要課題

(1) 地域特性及び資源

地理的条件、自然環境

- ・首都に近く県の中央部に位置している
- ・鬼怒川、田川などの河川は、田園的な環境を形成し、市民の憩い・やすらぎの場として活用されている
- ・丘陵地帯の南端が市中心部に接し、都心部に緑が確保されている

地域の資源

- ・中心市街地には商業・業務機能など高次の都市機能が集積しており、JR 宇都宮駅を中心として広域都市圏の交流拠点となっている
- ・自然景観や祭・伝統芸能など歴史的・文化的資源が豊富である
- ・農業、工業、商業が高次元でバランスのとれた構成である
- ・高等教育機関や産業支援機関等が集積している
- ・首都圏の広域ネットワークの交通拠点としての機能を有している

(2) まちづくりの主要課題

個性と特性を生かした地域づくり

個性のある地域づくり

- ・地域の歴史・文化・伝統などの個性や資源を生かし、独自性を尊重し自立した個性のあるまちづくりを推進する必要がある
- ・地域に根ざしたまちづくりを推進するため、コミュニティの維持・再生に十分配慮する必要がある

特色ある教育環境の形成

- ・21 世紀を担う子どもたちの健全な育成や、最新の知識・技能を身に付け新市の産業を担う将来の職業人を育成するため、地域資源や産業集積を生かした特色ある教育環境を形成する必要がある

新市の一体性と地域間の連携の確立

総合的な交通体系の整備

- ・新市の一体性を確保し地域間の交流を促進するため、幹線道路網の整備や新交通システムの導入など、交通基盤の整備を図る必要がある

情報ネットワーク等の形成

- ・地域間の情報基盤として、公共施設間の情報ネットワーク整備や、高速通信回線、CATV 等の整備・普及を促進する必要がある

良好な生活環境の整備

- ・住民が安全で快適な日常生活を営むため、下水道やごみ処理施設などの社会資本整備については、各地域において形成してきた基盤を生かしつつ、新市の中で適切な機能分担を図ることにより、良好な生活環境の整備に向けた取組みを進める必要がある

保健・福祉サービス水準の維持・向上

- ・少子化が一段と進行する一方で、超高齢社会の到来が予測されることから、安心して子どもを産み育て、高齢者が元気に住み続けられる社会環境を確保するため、保健・福祉サービス水準の維持・向上を図る必要がある

新市の活力の維持・向上

新市の拠点性の向上

- ・中心市街地の活性化や都市拠点の広域交流機能の充実・強化や周辺地域の拠点機能の向上に取組むなど、それぞれの特性を生かした都市機能の集積を進め、県都及び広域都市圏の中核都市として拠点性を高める必要がある

経済・産業の振興

- ・首都圏農業の確立と安全で安心な食の安定供給に向けて地産地消の推進に努めるとともに、先端・高度技術産業等と産業支援機関の連携や情報技術の産業への活用による新事業の創出や、都心部の一層の機能強化等により、経済・産業の振興を図る必要がある

新市建設の基本姿勢・新市の現況・将来見通しから、まちづくりの課題を抽出

(2) まちづくりの目標と基本方針

まちづくりの目標と基本方針

-1 まちづくりの目標

・新市建設においては、「地域」「都市」「活力」の創造を重要なテーマとし、次の取組みが必要

個性と特性を生かした自立性の高い地域づくり

それぞれの地域固有の歴史、文化、景観などを大切にし、コミュニティを守り育て、互いに助け合い、教えあう、人間性豊かな地域を創造する

一体的で連携がとれた誰もが住みやすい都市づくり

快適な都市生活や機能的な都市活動・産業活動が確保され、市民の誰もが住みやすく一体的で連携がとれた都市を創造する

人、もの、情報が活発に交流するまちづくり

北関東を牽引する自治体として、人・もの・情報が活発に交流し、活力があり、魅力的でにぎわいのあるまちを創造する

自立した地域の連携のもと、快適な都市空間と潤いのある生活環境の中で市民が暮らし、将来においても新市が活力を維持・向上しつづけるため、

「躍動する市民 魅力あふれる地域

あすの活力を育む都市 うつのみや」

を まちづくりの将来像として、その実現を目指す

都市空間整備の基本的な考え

-2 土地利用の基本方針

総合的・計画的な都市空間の形成を図るため、空間整備の基本となる土地利用に関する基本的な考え

(1) 市街地の高度利用と良好な住環境の形成を図る住宅地

- ・既成市街地では、土地区画整理事業等の面的整備により、快適な居住環境を形成。特に、中心市街地では、土地の高度利用、都市居住などにより都心部を再生
- ・周辺の市街地では、地域の地理的自然的特性を生かした住環境の整備に努め、良好な市街地環境を保全・形成
- ・宅地開発などにより新たな住宅地を形成する場合は、計画的な開発誘導を行うとともに、市街地の無秩序な拡大を抑制し、適正規模の市街地を形成

(2) 地域特性に応じた都市機能の集積を目指す商業・業務地

- ・中心地区の商業地では、商業機能・交流機能・市民サービス機能の集積により、にぎわいの場を形成。JR宇都宮駅周辺地区では、交通結節機能などの強化に加え、高度情報や広域交流など新たな機能の導入を図り、にぎわいと多様性のある都心づくりを推進
- ・周辺地域の中心部等の商業・業務地では、地域特性を生かした日常生活の利便性の向上に向け、商業・福祉・行政サービスなどの生活支援機能を充実

(3) 産業構造の転換に対応し地域経済の自立的発展の拠点となる工業地

- ・宇都宮テクノポリスセンター地区や情報の森とちぎなどでは、産業支援機関などの地域産業資源を活用し、研究開発型企業の育成・誘致などにより新たな工業地を形成
- ・東谷・中島地区、瑞穂野工業団地などでは、交通結節点としての立地特性を生かし、産業支援機能の充実に努め、先端技術産業等の誘致や域内再配置を促進
- ・河内工業団地など既存の工業団地では、企業ニーズや産業構造の変化に対応した良好な生産環境の確保に努める

(4) 都市の環境を守り、良質な食を安定して供給する農業地

- ・市域を南北に流れる鬼怒川・田川・姿川等の流域に広がる農業地域では、首都圏農業の確立や安全で安心な食を安定的に供給することができる農業地を確保
- ・また、交流や体験・レクリエーション空間の整備などにより、都市と農村の交流による魅力あふれる地域づくりの展開に向け、農業地を有効利用

(5) 多様な機能を生かした森林地

- ・市西部から北部にかけた山間・丘陵部では、経済的機能に加え、水源の涵養などの公益的機能が十分発揮できるよう、森林資源を適正に管理・整備
- ・また、住民のレクリエーションの場、自然や緑に触れる自然学習の場等として有効活用

新市の施策の大綱

目標等の実現に必要な施策・事業の体系化

1 個性と特性を生かした

地域の創造

- (1) 市民・地域自治を培うまちづくり
 - 1) 市民主体のまちづくりを推進する
 - 2) 個性のある地域づくりを推進する
 - 3) 市民に身近な行政を推進する
- (2) 豊かな人間性を育むまちづくり
 - 1) 生涯学習を推進する
 - 2) 学校教育を充実する
 - 3) 地域文化を振興する
 - 4) 生涯スポーツを推進する

2 一体的で連携がとれた

誰もが住みよい都市の創造

- (1) 快適に移動できるまちづくり
 - 1) 道路ネットワークを整備する
 - 2) 公共交通ネットワークの整備を促進する
- (2) 良好な生活基盤を備えたまちづくり
 - 1) 廃棄物の適正処理を推進する
 - 2) 上水道を安定供給する
 - 3) 生活排水を適切に処理する
 - 4) 地域情報化を推進する
- (3) 健康で安心して生活できるまちづくり
 - 1) 保健・医療・福祉の連携のとれたサービスを充実する
 - 2) バリアフリーのまちづくりを推進する
 - 3) 高齢者・障害者の福祉サービスを充実する
 - 4) 子育て支援を充実する
 - 5) 生活衛生を向上する

3 人、もの、情報が活発に

交流する活力の創造

- (1) 魅力とにぎわいのあるまちづくり
 - 1) 都市拠点機能を向上する
 - 2) 地域拠点機能を向上する
- (2) 豊かで活力のあるまちづくり
 - 1) 商業・サービス業を振興する
 - 2) 活力ある工業を振興する
 - 3) 魅力ある農業を振興する

市町建設計画

- 将来構想 -

(案)

目 次

計画の策定にあたって	
1 計画の趣旨	1
2 新市建設の背景と目的	1
(1) 日常生活圏と一体的な行政経営	
(2) 地方分権の進展と住民自治の拡充	
(3) 少子・高齢化の進行と人口減少への対応	
(4) 地域の経済・産業の振興	
3 新市建設の基本姿勢	3
(1) 地域特性を踏まえた新たなまちづくりの推進	
(2) 地域に根ざした自治の拡充	
(3) 新たな時代を見据えた行財政改革の推進	
(4) 自治体能力の向上と地方分権の一層の推進	
新市の概況	
1 新市の現況	5
(1) 位置と地勢	
(2) 歴史的特性	
(3) 人口・世帯数	
(4) 面 積	
(5) 経 済	
(6) その他の指標	
2 新市の社会経済の見通し	10
(1) 人口の見通し	
(2) 経済の見通し	
3 まちづくりの資源と主要課題	14
(1) 新市の地域特性及び資源	
(2) まちづくりの主要課題	
まちづくりの目標と基本方針	
1 まちづくりの目標	17
2 土地利用の基本方針	18
新市の施策の大綱	
1 個性と特性を生かした地域の創造	22
2 一体的で連携がとれた誰もが住みよい都市の創造	23
3 人、もの、情報が活発に交流する活力の創造	25
資料編	27

計画の策定にあたって

1 計画の趣旨

本計画は、「市町村の合併の特例に関する法律」第5条に基づき、宇都宮、上三川、上河内、河内及び高根沢の5つの地域の合併後の建設を効果的に推進する基本方針として策定し、新市の速やかな一体性の確立や住民の福祉の向上と各地域の特色を生かした新市全体の発展に向けて、その目標及び施策などを明らかにする。

なお、本計画の期間は、合併年度及びこれに続く10ヵ年度の期間について定めるものとする。

平成16年度（2004年度）～平成26年度（2014年度）

2 新市建設の背景と目的

（1）日常生活圏と一体的な行政経営

- ・昭和28年に「町村合併促進法」が施行され、昭和30年代初頭までの昭和の大合併から50年が経過しようとしている今日、道路などの交通網の発達や自動車の普及、インターネット等の情報ネットワークの整備などにより、住民の日常生活圏は現在の市町村の区域を越えて拡大しており、一日の大半を居住地以外の市町村で過ごす人が増えている。
- ・宇都宮、上三川、上河内、河内、及び高根沢の各地域間においても、通勤・通学（15歳以上）による交流人口は3万人近くに達しているなど、日常生活における行動範囲は大きく変化しており、これに併せて、一体的な行政サービスを必要とする範囲も、基礎的自治体の区域を越えて拡大している。
- ・これらに対して、本地域においては、ごみ処理・水道・消防などの共同事業の実施や、公共施設の広域利用・管外保育の受委託などの広域的な行政サービスの展開により、一定の成果をあげてきたところであるが、行政区域の違いによるサービスの格差の問題など、複数の自治体による運営の限界が生じている。
- ・そのため、合併により、住民の日常生活圏にあわせた区域をひとつの政治機能・行政体で運営することが必要であり、一層効果的・広域的な行政経営を目指していく。

（2）地方分権の進展と住民自治の拡充

- ・従来の中核集権型の行政システムは、わが国の近代化や高度経済成長を推し進めるのに効率的であった。
- ・一定の豊かさを実現した今日においては、地域の特性に適した個性豊かなまちづくりを可能とするため、地方分権が推進されている。
- ・地方分権の進展によって、市町村が国や都道府県に依存せずに、自らの責任と判断で創意工夫をこらしながら行政の施策・サービスの内容を決定し実施していくことが求められている。

- ・また、社会の成熟化に伴う自己実現意欲の高まりなどから住民の自治意識も高まりをみせており、地方分権による自治権拡充の成果を生かし、地域住民自らの参加と協働による住民自治の拡充が求められているなど、住民がその自覚と責任に基づき、積極的に地域の自治を担うことにより、自立した地域社会を形成する必要がある。
- ・そのため、合併により、行政組織の集約化と専門化を図るなど自治能力の向上に努める一方、地域に密着した行政運営を行うため、住民自治の拡充を図り、地域の住民ニーズを直接反映した地域づくりを推進する。

(3) 少子・高齢化と人口減少への対応

- ・全国では、平成18年をピークに人口が減少するとともに、高齢化が進み、平成27年には4人に1人が65歳以上になると予想されている。
- ・本地域においても、このような潮流は例外ではなく、今後、人口減少過程に入るとともに、高齢化が進展することが予想されている。
- ・そのため、長期に渡る景気の低迷等による国・地方の財政の悪化とあわせ、生産年齢人口の減少による税収入等の減少が予想されており、今後も厳しい財政状況が続くものと考えられる。
- ・このような中、高齢化等に伴う扶助費の増加の一方で、生活様式や価値観の多様化、社会状況の変化に伴い行政ニーズも高度化・複雑化しており、福祉サービス等の行政サービス水準の維持・向上が困難な状況を迎えることなど、単独の自治体による運営の限界が予測されている。
- ・こうしたことから、合併により歳入の一定水準を確保し、財政基盤の強化・確立を図る必要があることから、これまで各自治体がそれぞれに自己完結型の基盤整備を目指したことによる重複投資を解消し広域的なまちづくりを進める。

(4) 地域の経済・産業の振興

- ・本地域はこれまで、恵まれた立地条件のもと、農業・商業・工業のバランスのとれた北関東地域における拠点として、着実な発展を続けてきた。
- ・しかし、バブル経済崩壊後の景気低迷が続く近年では、中心部の空洞化や大型店舗の相次ぐ撤退、工業団地等からの企業の撤退も生じてきている。
- ・そのため、広域的・一体的な産業基盤の整備や支援機能の強化などによって、既存事業者の経営基盤の強化や新規事業の創出を促進するとともに、地域の特色を生かした首都圏農業の確立や観光の振興に努め、地域経済・産業の発展を推進していく。
- ・さらに、各地域の恵まれた既存資源の活用と連携を図り、より多様性に富んだ北関東最大の都市として発展を目指していく。

3 新市建設の基本姿勢

新市建設の取組みにおいては、次の4つの基本事項を踏まえて、地域の独自性を十分に尊重しつつ、一体性の確立と地域の特色を生かした新たなまちづくりを進める。

(1) 地域特性を踏まえた新たなまちづくりの推進

個性と魅力を発揮できる地域づくりの推進

- ・新市の速やかな一体性の確立を図りつつ、個性と魅力を生かした地域づくりを推進することにより、新市全体としてより多様性に富んだ魅力あるまちづくりを行う。

住民に身近な行政サービスの展開

- ・地域課題の解決に必要な行政サービスが迅速かつ的確に提供されるよう、都市内分権による地域行政機能の拡充・強化を図るとともに、住民に身近な行政サービスを身近な場所から提供する。

(2) 地域に根ざした自治の拡充

地域住民の参加と協働の推進

- ・市民が愛着と誇りを持てる地域を創り上げるため、情報の積極的な提供や市民参画を促進するとともに、地域コミュニティ組織やNPO等の団体、事業者などの多様な活動主体による協働を基本としたまちづくりを進める。

地域自治制度の構築・導入による住民自治の拡充

- ・市民が地域づくりの担い手としての役割を果たし地域に身近な課題を地域の意志決定に基づき解決できるよう、コミュニティ活動の支援や活動環境の整備などに努めるとともに地域自治制度を構築・導入し、住民自治の拡充に努める。

(3) 新たな時代を見据えた行財政改革の推進

合理的かつ効率的な公共施設の統合・整備と適正配置

- ・住民生活に急激な変化を及ぼさないよう、また、各地域の特性やバランスに十分配慮し、全市的な視点からの合理的かつ効率的な公共施設の統合・整備と適正配置を行う。

重点的かつ効果的な公共投資の推進

- ・これまで各地域が個別に取り組んできた社会資本整備について、新市全域の視点から都市施設等が果たすべき機能を分析のうえ、それぞれの地域において住民生活を支える施設となるよう、重点的かつ効果的な公共投資を行う。

効率的で健全な財政運営の確保

- ・住民ニーズを踏まえつつ、将来人口や財政見通しなどの指標を勘案しながら、スケールメリットによる行政サービス水準の維持・向上や、社会資本整備の効率化に努め、最少経費で最大の市民満足が得られるよう効果的な施策を展開し、将来に渡っての適正かつ健全な財政運営を確保する。

(4) 自治体能力の向上と地方分権の推進

- ・基礎自治体である市は、住民サービスの向上の観点から地域の課題を総合的・包括的に解決する必要があることから、職員の専門性が高められるなどの規模拡大のメリットを生かして、政策課題に対応した行政組織の再編や職員の重点配置を行うとともに職員の政策形成能力の強化を図り、多様化・高度化する行政ニーズの対応に向けて自治体能力の向上に努める。
- ・また、自治体規模・能力にふさわしい権限や財源などを担えるよう、政令指定都市制度などの研究・検討を行うなど、自立した自治体を目指して地方分権の一層の推進に努める。

新市の概況

1 新市の現況

(1) 位置と地勢

位置

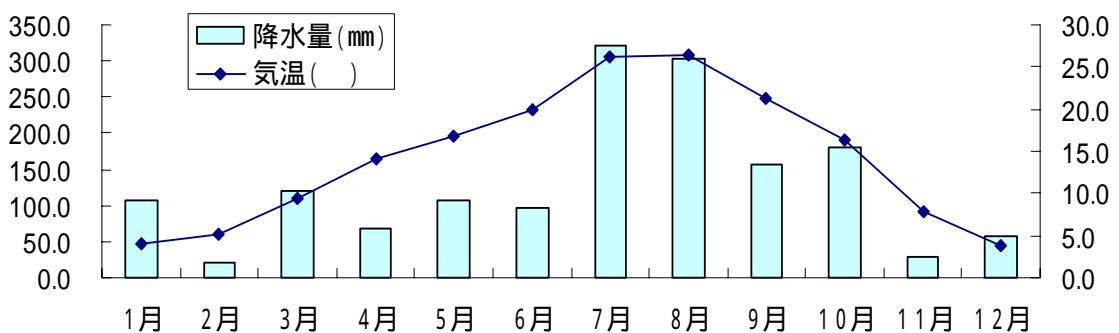
- ・新市は、栃木県のほぼ中央、東京から約 100 km の距離に位置し、面積は 542.20 k m² で、県土の約 8.5% を占めている。
- ・南北には東北新幹線、東北自動車道が、東西には北関東自動車道などが走り、東京圏から東北・北海道方面に向かう国土の新たな発展軸（北東国土軸）と、太平洋から関東内陸部や、日本海に向かう首都圏大環状連携軸が交差する北関東の中核拠点となっている。

地勢

- ・広大な沃野を有する関東平野のほぼ北端で、北部には丘陵地帯が連なり、北面に遠く日光連山を望み市域の北部から東部にかけて、鬼怒川が貫流している。
- ・豊かな清流を誇る鬼怒川は、その源を栗山村の奥鬼怒に発し、地域一帯を潤し、各河川を合流しながら利根川に合流し、太平洋に注いでいる。
- ・鬼怒川を始めとした、市域の平野部を流れる五行川、西鬼怒川、江川、田川、山田川、姿川等は、農業地帯の灌漑用水や市街地及び集落の貴重な水辺空間として、重要な役割を果たしている。

気候

- ・年間平均気温は 14.3 である。年間総降水量は 1,571 mm である。
- ・夏冬の寒暖の差が顕著であり、降水量は夏に多く、冬に少ない。



出典：宇都宮地方気象台「平成14年栃木県気象年報」

(2) 歴史的特性

- ・宇都宮市、上三川町、上河内町、河内町、高根沢町の1市4町は、栃木県のほぼ中央に位置しており、地理的・歴史的にもつながりが深く、鬼怒川、山田川、田川の各流域を中心に交流を深めてきた。
- ・中世に宇都宮を中心に勢力を伸ばし、鎌倉幕府の有力御家人に成長した宇都宮氏と、その庶流によって、現在の上三川町に上三川城、多功城が、上河内町に中里城が築城された。
- ・これらの地域一帯は、古くから「一の宮」と称され、宇都宮藩知事の統治を経て、明治4年の廃藩置県により宇都宮県を構成してきた。

(3) 人口・世帯数

総人口・世帯数

- ・新市の人口は、約55万3千人であり、県全体の27.5%を占めている。
- ・新市の世帯数は207,367世帯であり、県全体の約30%を占める。
- ・一世帯当たりの人口を地域別に見ると、最も少ないのは宇都宮地域で2.57人、最も多いのは上河内地域で3.67人と、1.10人の開きがある。

平成14年10月1日現在(単位:人,世帯)

	人 口			世帯数	一世帯当 たりの人口	
	総数	男	女			
新市(合計)	552,883	276,848	276,035	207,367	2.67	
内 訳	宇都宮地域	447,855	223,809	224,046	174,163	2.57
	上三川地域	30,380	15,579	14,801	9,376	3.24
	上河内地域	9,412	4,581	4,831	2,568	3.67
	河内地域	35,109	17,442	17,667	11,296	3.11
	高根沢地域	30,127	15,437	14,690	9,964	3.02
栃木県全体	2,010,507	998,248	1,012,259	686,855	2.93	
新市が県に占める割合	27.5%	27.7%	27.3%	30.2%		

出典: 栃木県企画部統計課「栃木県毎月人口調査報告書」

年齢3区分別人口

- ・新市の人口構成比は、年少人口が15.1%、生産年齢人口が69.2%、老年人口が15.6%となっており、県全体と比較すると高齢化は低い状態である。
- ・各地域の年齢3区分別人口を見ると、宇都宮地域は年少人口が14.9%で少子化が進んでいる。また、河内地域は老年人口が13.9%で高齢化社会、上河内地域は20.8%で超高齢社会となっており、新市の各地域における少子高齢化の状況には差がある。

平成14年10月1日現在(単位:人)

	年少人口 0~14歳		生産年齢人口 15~64歳		老年人口 65歳以上		合 計	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合		
新市(合計)	83,757	15.1%	382,767	69.2%	86,359	15.6%	552,883	
内 訳	宇都宮地域	66,632	14.9%	311,321	69.5%	69,902	15.6%	447,855
	上三川地域	5,330	17.5%	20,722	68.2%	4,328	14.2%	30,380
	上河内地域	1,408	15.0%	6,045	64.2%	1,959	20.8%	9,412
	河内地域	5,466	15.6%	24,768	70.5%	4,875	13.9%	35,109
	高根沢地域	4,921	16.3%	19,911	66.1%	5,295	17.6%	30,127
栃木県全体	297,560	14.8%	1,347,698	67.0%	365,249	18.2%	2,010,507	
新市が県に占める割合	28.1%		28.4%		23.6%		27.5%	

出典: 栃木県企画部統計課「栃木県毎月人口調査報告書」
を元に宇都宮地域合併協議会にて作成

外国人登録人口

- ・新市における外国人登録人口は、約8,300人であり、県全体の27.1%を占める。
- ・国籍別の外国人登録人口は、1位が中国(2,526人)、2位が韓国又は朝鮮(1,393人)、3位ブラジル(1,286人)と続き、これらで全体の約63%を占めている。

(4) 面積

- ・新市の総面積は542.2 km²であり、地目別面積の内訳は、約54%を田・畑・宅地で占める。
- ・上河内地域では、山林が総面積の約4分の1を占め、緑豊かな自然が残された地域といえる。
- ・高根沢地域では、田が総面積の2分の1以上を占め、肥沃な水田地帯が広がっている。

平成13年1月1日現在(単位:k²)

地目別面積	総面積	田	畑	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他	
新市(合計)	542.20	158.17	49.87	86.26	0.33	76.68	2.16	5.44	29.10	134.19	
内訳	宇都宮地域	312.16	62.46	35.00	60.26	0.23	49.07	0.35	4.33	16.35	84.11
	上三川地域	54.52	21.42	6.41	10.09	0.06	2.36	0.00	0.09	1.59	12.50
	上河内地域	56.90	18.16	1.85	2.65	0.01	13.58	0.00	0.61	3.22	16.82
	河内地域	47.72	19.34	2.50	5.96	0.03	6.49	0.00	0.28	3.82	9.30
	高根沢地域	70.90	36.79	4.11	7.30	0.00	5.18	1.81	0.13	4.12	11.46
栃木県全体	6,408.28	996.78	407.53	425.83	8.12	1,516.92	18.56	74.13	268.91	2,691.50	

出典：栃木県地方自治制度研究会「栃木県市町村要覧」

(5) 経済

産業別事業所数

- ・新市の事業所数の総数は、25,769所であり、県全体の25.6%を占める。
- ・県の産業別事業所数に占める新市の割合は、「金融・保険業」が35.7%と最も高く、次いで「サービス業」が29.2%であり、これらは新市に集中している。
- ・新市の産業別事業所数を見ると、「卸売・小売業・飲食店」が11,412所と最も多く、44.3%を占めている。

平成13年10月1日現在(単位:所)

	総数	農林漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	運輸・通信業	卸売・小売業・飲食店	金融・保険業	不動産業	サービス業
新市(合計)	25,769	61	19	2,745	1,721	8	573	11,412	485	972	7,773
栃木県全体	100,562	427	123	12,077	13,082	38	2,425	40,637	1,359	3,733	26,661
新市が県に占める割合	25.6%	14.3%	15.4%	22.7%	13.2%	21.1%	23.6%	28.1%	35.7%	26.0%	29.2%

出典：「平成13年事業所・企業統計調査」

産業別従事者数(民営)

- ・新市の従事者数の総数は260,672人であり、県全体の29.8%を占める。
- ・県の産業別従事者数に占める新市の割合を見ると、「金融・保険業」が46.9%と最も高く、次いで「電気・ガス・熱供給・水道業」が35.9%である。
- ・新市の産業別従事者数を見ると、「卸売・小売業・飲食店」が83,804人と最も多く、32.2%を占めている。

平成13年10月1日現在(単位:人)

	総数	農林漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	運輸・通信業	卸売・小売業・飲食店	金融・保険業	不動産業	サービス業
新市(合計)	260,672	672	135	23,831	54,646	904	13,916	83,804	9,288	3,072	70,404
栃木県全体	874,088	4,101	1,416	78,789	250,508	2,519	42,625	244,304	19,806	9,079	220,941
新市内訳	100.00%	0.26%	0.05%	9.14%	20.96%	0.35%	5.34%	32.15%	3.56%	1.18%	27.01%
新市が県に占める割合	29.8%	16.4%	9.5%	30.2%	21.8%	35.9%	32.6%	34.3%	46.9%	33.8%	31.9%

出典：「平成13年事業所・企業統計調査」

製造品出荷額等（従業者4人以上の事業所）

- ・新市の「製造品出荷額等」は約2兆円を超えており、県に占める新市の割合を見ると、「事業所数」の13.4%、「従事者数」の20.9%に対して、26.8%と県全体の4分の1以上を占めている。

平成13年12月31日現在

	事業所数 (所)	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (万円)
新市(合計)	876	44,067	200,886,639
栃木県全体	6,553	211,166	750,321,799
新市が県に占める割合	13.4%	20.9%	26.8%

出典：「平成13年工業統計調査」

年間商品販売額

- ・新市の「年間商品販売額」総額は約2兆9千億円となっており、県に占める割合を見ると、「商店数」総数の26.6%、「従事者数」総数の33.4%に対して、50.7%と、2分の1以上を占めている。

平成14年6月1日現在

	商店数 (店)			従事者数 (人)			年間商品販売額 (万円)		
	総数	卸売業	小売業	総数	卸売業	小売業	総額	卸売業	小売業
新市(合計)	7,171	2,072	5,099	57,189	21,821	35,368	286,485,944	218,926,911	67,559,033
栃木県全体	26,936	5,606	21,330	171,067	47,152	123,915	564,646,041	356,165,238	208,480,803
新市が県に占める割合	26.6%	37.0%	23.9%	33.4%	46.3%	28.5%	50.7%	61.5%	32.4%

出典：「平成14年商業統計調査速報」

農業粗生産額

- ・新市の農業粗生産額の総額は、350億5千万円であり、県全体の12.8%を占める。
- ・新市の農業粗生産額の内訳を見ると、「米」は45.5%と県の内訳より高い割合となっているのに対して、「畜産」の割合は12.2%と低い。
- ・地域の特徴としては、上三川地域のみが農業粗生産額に占める「野菜」の割合が2分の1以上を占めている。

平成12年12月末現在

農業粗生産額(千万円)		総額	米	野菜	畜産	その他
新市(合計)		3,505	1,594	873	428	610
内訳	宇都宮地域	1,592	659	370	161	402
	上三川地域	624	180	334	73	37
	上河内地域	277	181	53	15	28
	河内地域	298	180	36	26	56
	高根沢地域	714	394	80	153	87
栃木県全体		27,464	9,484	6,499	8,074	3,407
新市内訳		100.0%	45.5%	24.9%	12.2%	17.4%
栃木県内訳		100.0%	34.5%	23.7%	29.4%	12.4%
新市が県に占める割合		12.8%	16.8%	13.4%	5.3%	17.9%

出典：農林水産省「平成12年生産農業所得統計」

(6) その他の指標

大学の在学者数

- ・新市における4年制大学の在学者数は、総数で9,223人となっており、県全体の41.4%を占め、短期大学についての総数は1,261人で、33.7%を占めている。大学数7校、在学者数総数10,484人(4年制大学と短期大学の合計)を抱える状況は、県全体に占める新市の総人口の割合と比べると高い水準にある。

平成14年5月1日現在

	4年制大学				短期大学			
	学校数(校)	在学者数(人)			学校数(校)	在学者数(人)		
		総数	男性	女性		総数	男性	女性
新市	4	9,223	6,678	2,545	3	1,261	111	850
栃木県全体	9	22,269	15,370	6,889	8	3,738	293	3,445
新市が県に占める割合	44.4%	41.4%	43.4%	36.9%	37.5%	33.7%	37.9%	24.7%

出典：栃木県全体/栃木県「平成14年学校基本調査報告書」

図書館等蔵書数

- ・新市の図書館等における総蔵書数は約167万冊であり、1人あたり3.0冊となっている。
- ・高根沢地域は、1人あたりの蔵書数が7.3冊と最も充実している。

	1人あたり蔵書数	総蔵書数
高根沢地域	7.3冊	221,736冊
上河内地域	7.1冊	67,092冊
河内地域	4.3冊	154,382冊
上三川地域	3.3冊	101,292冊
宇都宮地域	2.5冊	1,121,346冊
新市	3.0冊	1,665,848冊

「平成14年度末現在 宇都宮地域合併協議会調べ」

水道普及率(広義)

- ・新市の水道普及率(広義)は95.2%となっている。
- ・各地域の水道普及率(広義)を見てみると、最も整備が進んでいるのは宇都宮地域で、98.3%となっている。

宇都宮地域	98.3%	高根沢地域	76.3%
上河内地域	94.1%	上三川地域	71.9%
河内地域	92.0%	新市	95.2%

栃木県環境衛生課「平成13年度末現在 水道普及状況」

市町総人口に対する供用人口(上水道、簡易水道、専用水道の使用可能な人口の合計)の割合

下水道普及率(広義)

- ・新市の下水道普及率(広義)は80.1%となっている。
- ・各地域の下水道普及率(広義)を見てみると、地域によって様々であり、最も整備が進んでいるのは宇都宮地域で、88.6%となっている。

宇都宮地域	88.6%	高根沢地域	42.1%
上三川地域	52.1%	上河内地域	24.0%
河内地域	44.8%	新市	80.1%

「平成14年度末現在 宇都宮地域合併協議会調べ」

市町総人口に対する供用人口(公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽及び地域下水処理施設の使用可能な人口の合計)の割合

2 新市の社会経済の見通し

新市建設の基本となる指標として、平成15年(2003年)を基準年に、平成26年(2014年)までの人口や経済の見通しを明らかにする。

見通し(計画フレーム:指標の設定)の基本事項

指標の性格 人口・経済の見通しは、推計値とする

- ・政策的要素を加味せずに、客観的な推計方法により将来の見通しを明らかにする

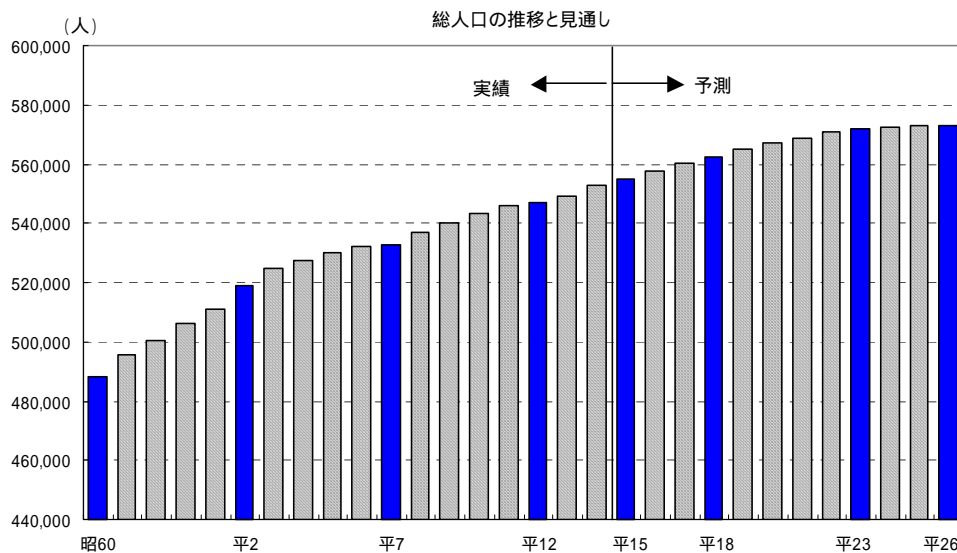
検討単位

- ・新市においては、地域ごとのまちづくりの際に、その基礎となる指標が必要なことから、推計では「新市全体」に加えて「各地域(合併旧市町)」単位での見通しも明らかにする。

(1) 人口の見通し

総人口

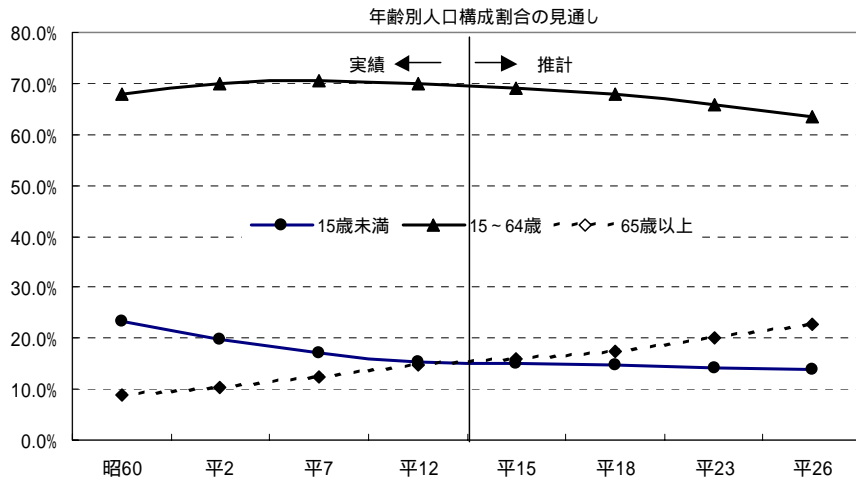
- ・新市の総人口は、平成26年(2014年)に約57万3千人でピークに達した後、緩やかな人口減少過程に入るものと見込まれる。
- ・地域の人口を見ると、上三川・河内・高根沢地域では、宇都宮地域からの人口流入などを要因に、10%前後の人口増加が予測される。また、上河内地域も微増となるが、宇都宮地域では、平成23年(2011年)から減少に転じ、平成26年の人口は現時点より1.5%程度の増加に止まるものと見込まれる。



年齢構造

- ・新市の年齢構造を見ると、生存率の向上などによりさらに高齢化が進み、平成26年(2014年)の老齢人口(65歳以上)は約13万人で、その構成比は22.6%に達し、市民の5人に1人以上が高齢者となる超高齢社会の到来が想定される。
- ・一方、出生率の低下により、年少人口(15歳未満)は、平成26年に約7万9千人(13.8%)となり、少子化が一段と進む上に、生産年齢人口(15~64歳)も約38万3千人から約36万5千人(63.6%)に減少し、新市の活力の低下が懸念される。

- ・年齢3区分別人口の割合を地域別に見ると、いずれも、少子・高齢化が進む傾向にある中、老齢人口の割合において上三川地域が17.8%と最も低くなっており、その進行には地域性が見られるものの、他の地域では20%を超えることが予測され、高齢社会への対応は新市の主要課題になると想定される。

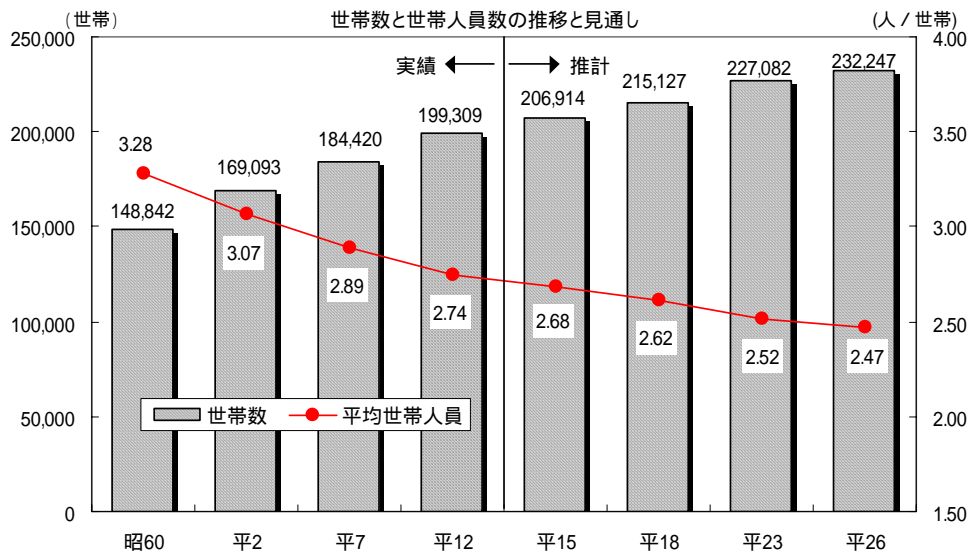


年齢3区分別人口構成比の推移

		1985 昭60	1990 平2	1995 平7	2000 平12	2003 平15	2006 平18	2011 平23	2014 平26
構成比	15歳未満	23.4%	19.7%	17.0%	15.5%	15.0%	14.7%	14.2%	13.8%
	15~64歳	67.9%	70.1%	70.7%	69.9%	69.0%	67.8%	65.8%	63.6%
	65歳以上	8.8%	10.2%	12.3%	14.6%	16.1%	17.5%	20.0%	22.6%

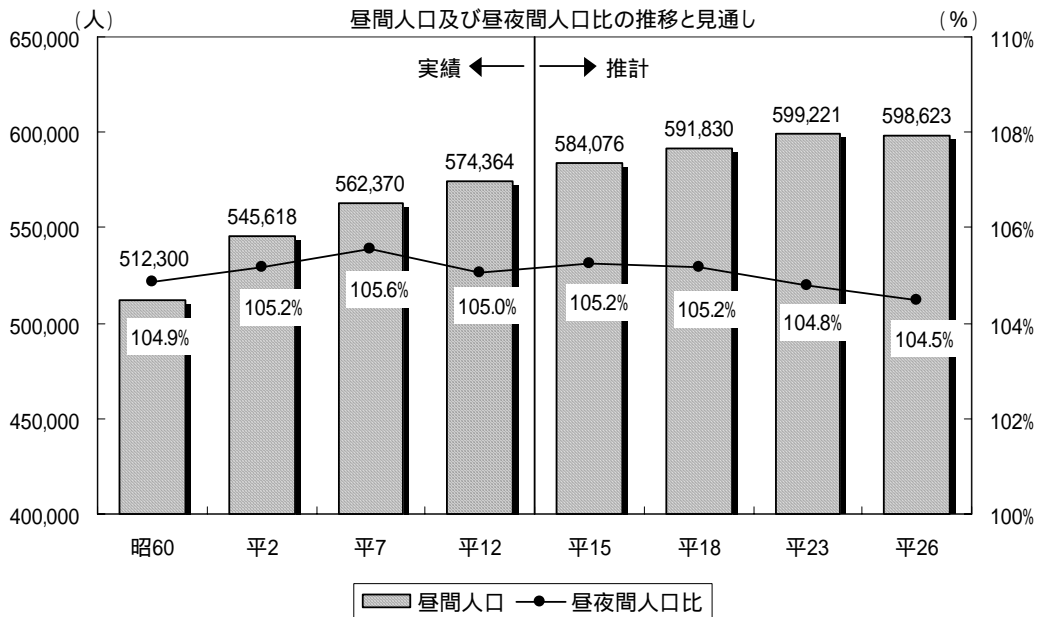
世帯数

- ・単独世帯や核家族世帯の増加が見込まれることから、世帯数は、平成26年(2014年)には約23万2千世帯にまで増加するものと見込まれ、地域ごとの増加率(平成15年と26年の比較)を見ると、河内地域が約1.23倍と最も高くなると予測される
- ・また、1世帯当りの世帯人員は、平成26年には2.47人に低下することが見込まれる。中でも、宇都宮地域では同年に2.38人となり、最も核家族化が進むと想定される。



交流人口（昼間人口）

- ・交流人口は，平成23年（2011年）に約59万9,200人に達した後，平成26年（2014年）には約59万8,600人，昼夜間人口比率で104.5%になるものと見込まれる。
- ・新市が，引続き，人・もの・情報が集まり活発に交流する都市でありつづけるためには，昼間人口の維持・増加につながる，高次で魅力ある都市機能の集積や活力あるまちづくりなどが求められる。



(2) 経済の見通し

経済規模

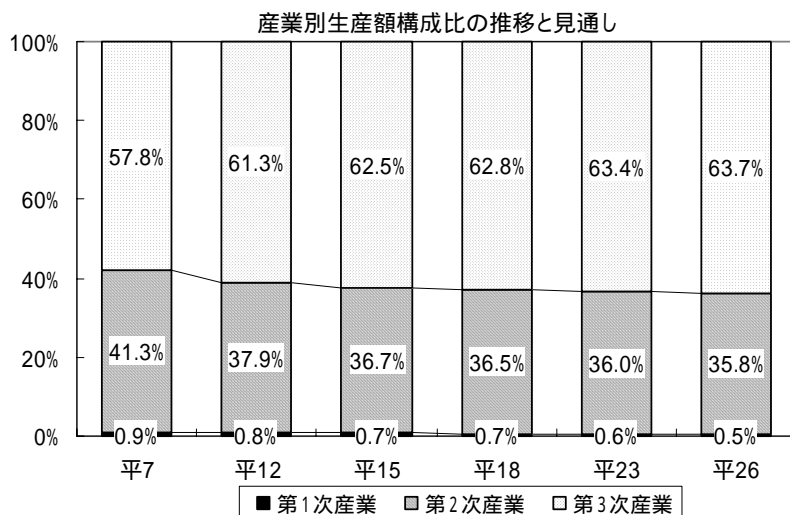
【 市内総生産 】

- ・新市の市内総生産額は，平成26年（2014年）には約3兆2,200億円の経済規模となり，その期間の増加率は，年平均1.32%程度で推移するものと見込まれる。
- ・産業別の構成比は，第3次産業が，平成23年（2011年）に63.4%，平成26年に63.7%へと増加する一方で，第2次産業及び第1次産業の比率は低下していくものと見込まれる。
- ・また，地域別の産業別構成比を見ると，宇都宮・河内地域は第3次産業の比率が高く，上三川・上河内・高根沢地域は，第2次産業の比率が高い。

市内総生産額の推移

単位：億円，平成12年価格

	1995 平7	2000 平12	2003 平15	2006 平18	2011 平23	2014 平26
総 額	24,814	26,786	27,034	28,072	30,736	32,193
宇都宮地域	21,386	22,508	22,619	23,424	25,648	26,899
上三川地域	1,690	1,981	1,992	2,048	2,167	2,215
上河内地域	328	339	369	392	431	450
河内地域	584	695	740	798	909	969
高根沢地域	825	1,263	1,314	1,410	1,581	1,662



就業人口の見通し

- ・ 新市の就業者数は、約30万6千人でピークに達した後、平成26年(2014年)には約30万2千人に減少していくものと見込まれる。
- ・ 産業別構成比を見ると、平成26年には、第1次産業が2.7%(約8千人)、第2次産業が28.4%(約8万6千人)、第3次産業が68.9%(約20万8千人)となると見込まれ、第1次・2次産業の割合が低下する一方で、第3次産業の割合が高まることが想定される。

就業者数の推移

単位:人

	1985 昭60	1990 平2	1995 平7	2000 平12	2003 平15	2006 平18	2011 平23	2014 平26
総数	257,318	283,126	297,401	299,472	303,501	306,230	305,286	302,340
宇都宮地域	219,464	242,577	256,772	256,783	260,655	263,157	262,781	260,718
上三川地域	17,744	18,706	16,985	16,413	16,493	16,259	15,563	14,972
上河内地域	3,542	3,659	3,983	3,857	3,896	3,840	3,707	3,586
河内地域	8,160	9,101	9,956	10,767	10,769	10,916	10,910	10,764
高根沢地域	8,408	9,083	9,705	11,652	11,689	12,057	12,325	12,299

産業別就業者構成比の推移

	1985 昭60	1990 平2	1995 平7	2000 平12	2003 平15	2006 平18	2011 平23	2014 平26
第1次産業	7.9%	5.9%	4.8%	3.9%	3.6%	3.3%	2.9%	2.7%
第2次産業	33.0%	33.7%	31.3%	30.0%	29.6%	29.3%	28.7%	28.4%
第3次産業	59.0%	60.5%	63.9%	66.0%	66.8%	67.4%	68.4%	68.9%

3 まちづくりの資源と主要課題

(1) 新市の地域特性及び資源

地理的条件・自然環境

- ・新市は首都東京から約100km、栃木県のほぼ中央部にあり、北関東の中核拠点都市及び県都として高次の都市機能を担う上で恵まれた位置にある。
- ・南北に流れる鬼怒川、姿川、田川、江川、山田川、御用川、西鬼怒川、野元川、五行川などの河川は、周囲の平地林、水田、畑地等と田園的な環境を形成するとともに、市民の憩い・やすらぎの場として活用されている。
- ・北部の羽黒山から北西部にかけて大谷、古賀志の丘陵が起伏し、良好な眺望や自然景観に恵まれている。また、丘陵地帯の南端となる戸祭山、八幡山の連丘が市中心部に接しており、都心部においても豊かな緑が確保されている。

地域の資源

- ・新市の中心市街地においては、県都として商業・業務機能や都市的サービス機能など市民生活の利便性向上に資する高次の都市機能が集積している。また、多様な交通の結節点であるJR宇都宮駅を中心として、人・もの・情報が広域的に交流する重要な広域都市圏の拠点となっている。
- ・上三川地域、上河内地域、河内地域、高根沢地域の中心部には、業務機能等の都市機能が集積しており、それぞれ地域の拠点となっている。
- ・自然景観や祭・伝統芸能などの歴史的・文化的な資源が豊富である。河内地区では、全国的にも貴重になったホトケドジョウなどの魚類やミズニラなどの植物がいまだに豊富に残っている。温泉が湧出する宇都宮、上河内、高根沢の各地域においては、それぞれ陸の松島と称される大谷地区の景観、300年の歴史を持つ「梵天まつり」が行われる羽黒山、親水公園や自然森などを活用した観光・レジャーの拠点が形成されている。また、上三川地域では国の史跡指定を受けた「上神主・茂原遺蹟」や200年の歴史を持つ「子ども相撲」など、歴史的・文化的な資源が残されている。
- ・新市の産業集積は、農業、工業、商業ともに高次元でバランスがとれた構成となっている。農業では、高根沢など鬼怒川沿いは関東平野を代表する穀倉地帯であり、上三川、宇都宮、上河内地域ではイチゴ、ナシ、トマトなどの野菜果樹の生産が盛んである。工業では内陸最大級の清原工業団地をはじめわが国有数の自動車生産拠点や、研究開発型企業が集積する「情報の森とちぎ」などを有する宇都宮、上三川、高根沢地域がある。宇都宮テクノポリスセンター地区には、栃木県産業技術センターと産業交流支援センターが一体となった産業支援中核施設「とちぎ産業創造プラザ」が立地し

ており、産業支援機関が集積している。商業では約100万人の商圈人口を抱える宇都宮地域がある。

- ・新市の宇都宮地域には4年制大学4校、短期大学3校が立地しており、総学生数は約10,000人に達するなど、高い高等教育機関の集積がある。
- ・北関東の中枢拠点である新市は、南北を縦貫する東北新幹線、JR宇都宮線、東北自動車道、新4号国道をはじめ、新市南部を横断する北関東自動車道などの国土交通軸の結節点に位置し、首都圏における広域ネットワークの交通拠点としての機能を有している。

(2) まちづくりの主要課題

新市の建設にあたっての主要な課題は次のとおりである。

個性と特性を生かした地域づくり

個性のある地域づくり

- ・新市において、各々の地域がそれぞれ育んできた歴史、文化、伝統や自然環境などの個性や地域資源を生かし、適切に機能分担を行いながら、地域の独自性を尊重し自立した個性のあるまちづくりを推進する必要がある。
- ・地域に根ざしたまちづくりを推進するため、コミュニティの維持・再生に十分配慮する必要がある。

特色ある教育環境の形成

- ・21世紀を担う子どもたちの健全な育成や、最新の知識・技能を身に付け新市の産業を担う将来の職業人を育成するため、地域資源や産業集積を生かした特色ある教育環境を形成する必要がある。

新市の一体性と地域間の連携の確立

総合的な交通体系の整備

- ・新市の一体性を確保し地域間の交流を促進するため、地域間を有機的に結ぶ幹線道路網の整備や交通弱者にもやさしい新交通システムの導入など、総合的な交通基盤の整備を図る必要がある。

情報ネットワーク等の形成

- ・地域間の一体性を確保し交流を促進する情報基盤として、公共施設間を結ぶ情報ネットワークを整備するとともに、宇都宮地域をはじめ上三川地域、上河内地域、河内地域、高根沢地域においても高速通信回線やCATV等の利用が可能となるよう整備・普及を促進する必要がある。

良好な生活環境の整備

- ・住民が安全で快適な日常生活を営むため、上下水道やごみ処理施設など生活に密着した社会資本整備については、各地域においてこれまで形成してきた基盤を生かしつつ、新市の中で適切な機能分担を図ることにより、良好な生活環境の整備に向けた取組みを進める必要がある。

保健・福祉サービス水準の維持・向上

- ・出生率の低下により少子化が一段と進む一方で、更なる高齢化の進行により超高齢社会の到来が予測されることから、安心して子どもを産み育てることができ、高齢者が元気で安心して住み続けられる社会環境を確保するため、合併によるスケールメリットを活かし、少子・高齢化に対応した専門的で多様な行政サービスを全市域において提供できるよう、保健・福祉サービス水準の維持・向上を図る必要がある。

新市の活力の維持・向上

新市の拠点性の向上

- ・新市は県都であるとともに県央地域における広域的な都市圏の中核都市としての主導的な役割が期待されており、今後とも持続的に発展・拡大していくためには、中心市街地の活性化及び都市拠点における広域交流機能の充実・強化を図るとともに、周辺地域の拠点における良好な住環境の形成など基礎的な機能の向上に取り組むことにより、それぞれの特性を生かした都市機能の集積を進めながら拠点性を高める必要がある。

経済・産業の振興

- ・農業・工業・商業ともに高次元でバランスの取れた産業集積を生かし、市全体の活力を向上させるため、生産性・収益性の高い首都圏農業の確立と安全で安心な食の安定供給に向けて地産地消の推進に努め、先端・高度技術産業や研究開発型企業をはじめとする企業集積と産業支援機関及び高等教育機関等との連携や情報技術の産業への活用により、新事業の創出や中小製造業の活性化を促進するとともに、商業・業務機能が集積している都心部の一層の機能強化を図る等により、経済・産業の振興を図る必要がある。

まちづくりの目標と基本方針

1 まちづくりの目標

社会経済の変化に対応し、まちづくりの諸課題の解決を図るため、新市の建設においては、「地域」「都市」「活力」の創造を重要なテーマとし、次のような取り組みが必要である。

個性と特性を生かした自立性の高い地域づくり

それぞれの地域固有の歴史、文化、景観などを大切にし、コミュニティを守り育て、互いに助け合い、教えあう、人間性豊かな地域を創造する

一体的で連携がとれた誰もが住みやすい都市づくり

快適な都市生活や機能的な都市活動・産業活動が確保され、市民の誰もが住みやすく一体的で連携がとれた都市を創造する

人、もの、情報が活発に交流するまちづくり

北関東を牽引する自治体として、人・もの・情報が活発に交流し、活力があり、魅力的でにぎわいのあるまちを創造する

- ・こうした取り組みにより、自立した地域の連携のもと、快適な都市空間と潤いのある生活環境の中で市民が暮らし、将来においても新市が活力を維持・向上しつづけるため、

「躍動する市民 魅力あふれる地域 あすの活力を育む都市 うつのみや」

新市建設においては、「人（市民）」が主役であり、「地域」を建設の基本と位置づけ、北関東の中心都市として「魅力」にあふれるまちをめざす。新市は、市民・事業者・行政のパートナーシップにより、一体的で連携とれた新しい自治体として、21世紀においても持続的発展が可能な活力を創り出すことが可能な都市である。

をまちづくりの将来像として、その実現をめざす。

2 土地利用の基本方針

まちづくりの目標等の実現に向けて、総合的・計画的な都市空間の形成を図るため、空間整備の基本となる土地利用に関する基本的な考え方を示す。

(1) 市街地の高度利用と良好な住環境の形成を図る住宅地

- ・既成市街地では、土地区画整理事業等の面的整備により、低層密集地区の解消につとめ、ゆとりなどに配慮した快適な居住環境の形成を図る。特に、中心市街地では、商業・業務機能との調和を図りつつ、土地の高度利用、都心居住などにより都心部の再生を進める。
- ・周辺の市街地では、生活基盤の整備や防災面に十分配慮し、地域の地理的自然的特性を生かした居住環境の整備に努め、良好な市街地環境の保全と形成を進める。
- ・宅地開発などにより住宅地を形成する場合には、緑やオープンスペースの豊かな低密度住宅地として、計画的な開発誘導を行うとともに、市街地の無秩序な拡大を抑制して、適正規模の市街地形成を図る。

(2) 地域特性に応じた都市機能の集積を目指す商業・業務地

- ・中心地区の商業地では、市街地再開発事業などを推進し、商業機能の集積とともに交流機能や市民サービス機能を加えたにぎわいの場の形成を図る。また、JR宇都宮駅周辺地区では、業務機能や交通結節機能の強化に加えて、高度情報や広域交流、産業支援、学術文化などの新たな機能の導入を図り、中心地区との連携を図りながらにぎわいと多様性のある都心づくりを進める。
- ・周辺地域の中心部や鉄道駅周辺等に分布する商業・業務地では、住民の多様なニーズに対応した地域密着型の機能を発揮できるよう、それぞれの地域特性を生かした日常生活の利便性の向上に向けて、商業・福祉・行政サービスなどの生活支援機能の充実を図る。また、幹線道路沿道では、中心地区や地域の拠点などの商業・業務地との機能分担や周辺環境に配慮して秩序ある土地利用を進める。

(3) 産業構造の転換に対応し地域経済の自立的発展の拠点となる工業地

- ・宇都宮テクノポリスセンター地区・清原工業団地やソフトリサーチパーク情報の森とちぎなどでは、産業支援機関やこれまで培われた技術・人材等の地域産業資源を有効に活用し、先端・高度技術産業、研究開発型企業の育成・誘致などにより新たな工業地の形成に努める。
- ・東谷・中島地区・瑞穂野工業団地などでは、交通結節点としての立地特性を生かし、産業支援機能の充実に努めるとともに、先端技術産業等の誘致や域内再配置の促進を図る。
- ・河内工業団地など既存の工業団地では、企業ニーズや産業構造の変化に対応した良好な生産環境の確保に努める。

(4) 都市の環境を守り，良質な食を安定して供給する農業地

- ・市域を南北に流れる鬼怒川・田川・姿川・江川の流域などに広がる農業地域では，首都圏に位置する地理的優位性を生かし，生産性・収益性の高い首都圏農業の確立や安全で安心な食を安定的に供給することができる農業地の確保に努める。さらには，農地は洪水の防止や自然環境の保全などの多面的機能を有しており，都市の環境を守り・創る農業地の保全に努める。
- ・また，農業・農村が有する自然資源を生かした交流や体験・レクリエーション空間の整備などにより，都市と農村の交流による魅力あふれる地域づくりの展開に向けて農業地の有効利用を図る。

(5) 多様な機能を生かした森林地

- ・市西部の県立自然公園から北部の羽黒山にかけた山間・丘陵部では，木材生産などの経済的機能に加え，災害の防止，水源の涵養，保健休養，地域環境の維持などの公益的機能が十分に発揮できるよう，森林資源の適正な管理・整備に努める。
- ・また，余暇需要の増大や自然とのふれあい志向の高まりを踏まえ，自然環境の保全や地域振興などに配慮しながら，住民のレクリエーションの場，自然や緑に触れる自然学習の場等として有効活用を進める。

新市の施策の大綱

新市として迅速な一体化を促進し、地域の発展と住民福祉の向上を図るため、まちづくりの目標等の実現を目指して、次のような施策の展開を図る

1 個性と特性を生かした地域の創造

(1) 市民・地域自治を培うまちづくり

- 1) 市民主体のまちづくりを推進する
- 2) 個性のある地域づくりを推進する
- 3) 市民に身近な行政を推進する

(2) 豊かな人間性を育むまちづくり

- 1) 生涯学習を推進する
- 2) 学校教育を充実する
- 3) 地域文化を振興する
- 4) 生涯スポーツを推進する

2 一体的で連携がとれた誰もが住みよい都市の創造

(1) 快適に移動できるまちづくり

- 1) 道路ネットワークを整備する
- 2) 公共交通ネットワークの整備を促進する

(2) 良好な生活基盤を備えたまちづくり

- 1) 廃棄物の適正処理を推進する
- 2) 上水道を安定供給する
- 3) 生活排水を適切に処理する
- 4) 地域情報化を推進する

(3) 健康で安心して生活できるまちづくり

- 1) 保健・医療・福祉の連携のとれたサービスを充実する
- 2) バリアフリーのまちづくりを推進する
- 3) 高齢者・障害者の福祉サービスを充実する
- 4) 子育て支援を充実する
- 5) 生活衛生を向上する

3 人、もの、情報が活発に交流する活力の創造

(1) 魅力とにぎわいのあるまちづくり

- 1) 都市拠点機能を向上する
- 2) 地域拠点機能を向上する

(2) 豊かで活力あるまちづくり

- 1) 商業・サービス業を振興する
- 2) 活力ある工業を振興する
- 3) 魅力ある農業を振興する

1 個性と特性を生かした地域の創造

(1) 市民・地域自治を培うまちづくり

住民自治を高めるしくみの導入や活動拠点の整備などにより、地域の資源や個人を大切にす市民が、共に支えあいただれもが生き生きと活動することができる地域をつくる

1) 市民主体のまちづくりを推進する

・市民が誇りと愛着をもてるまちをつくるため、市民の多様なコミュニティ活動を積極的に支援するとともに、活動に必要な情報や場の提供などの活動環境を整備することにより、コミュニティを維持・再生し、ふれあいと連帯に支えられ市民の創意を生かした市民主体のまちづくりを推進する

2) 個性のある地域づくりを推進する

・新市における各地域が特色あるものとなるよう、身近な地域課題を自ら取組み・解決できる体制の構築や拠点となる河内地域、高根沢地域等の庁舎施設を整備し、地域の特性を生かした個性ある地域づくりを推進する

3) 市民に身近な行政を推進する

・複雑・多様化する市民ニーズに的確に対応するため、地域の特性を生かした施策を展開できるよう、身近な地域における行政サービスの充実やサービス提供体制の整備に努め、市民に身近な行政を推進する

(2) 豊かな人間性を育むまちづくり

学習や文化など様々な分野で多様な能力を発揮できる環境を整備し、市民一人ひとりが心豊かで生き生きと生活できる地域をつくる

地域資源を生かした学校教育の充実に努めることにより、21世紀の新市を担う子どもたちが、のびのびとたくましく育つ地域をつくる

産業集積を活かした職業教育の充実に努めることにより、新市の産業を担う将来の職業人が多様な能力を育み活躍できる地域をつくる

1) 生涯学習を推進する

・市民の多様な学習ニーズに応え、より良い環境の中で学ぶことができるよう上三川地域、上河内地域等において生涯学習施設の整備を行い、個性と魅力ある地域づくりを担う市民を育てる生涯学習を推進する

2) 学校教育を充実する

・より良い環境の中で学ぶことができるよう、各地域の小中学校施設について、施設の老朽度や耐震性等を踏まえて計画的な整備を行い、個性と魅力ある地域づく

りを担う市民を育てる学校教育の充実を図る。また、将来の産業界を担う職業人の育成に向け、高等学校等における産業教育の充実に努める

3) 地域文化を振興する

- ・市民が地域の歴史や文化に誇りと愛着を持ち、自主的で創造的な文化活動を展開することにより個性的で魅力ある地域となるよう、文化財の保護・活用や活動拠点となる施設の整備など文化的環境づくりを進め地域文化を振興する

4) 生涯スポーツを推進する

- ・幼児から高齢者まで、すべての市民が目的に応じて、身近なところでスポーツに親しむことができるよう、地域におけるスポーツ活動を促進するとともに総合運動公園や社会体育施設の整備を進める

2 一体的で連携がとれた誰もが住みよい都市の創造

(1) 快適に移動できるまちづくり

都市交通の円滑化と誰もが気軽に利用できる公共交通サービスの水準の向上を図るため、総合的な交通ネットワークを構築し、新市の一体性と地域間の連携を支える交通環境を持つ都市をつくる

1) 道路ネットワークを整備する

- ・都市間及び新市における地域間交通の円滑化や安全性・利便性を確保するとともに、災害時においても円滑な道路交通機能を確保するため、北関東自動車道や国道をつなぐ幹線道路の整備を進め、多様な都市活動を支える道路ネットワークを構築する

2) 公共交通ネットワークの整備を促進する

- ・都市内や都市間の移動利便性を高め、誰もが気軽に利用できる公共交通のサービス水準を高めるため、既存の交通サービスの維持・向上や新交通システム（LRT）の導入に努める

(2) 良好な生活基盤を備えたまちづくり

新市全域において市民生活を支える基盤が担うべき機能を見据えて、上下水道やごみ処理施設などの公共サービスを提供する社会的基盤や良好な居住環境が形成された市街地などの都市空間を効果的・重点的に整備することにより、市民が安全で快適に住み続けることができる都市をつくる

1) 廃棄物の適正処理を推進する

- ・新市において発生する廃棄物の処理において環境への負荷を最小限に抑えるため、最終処分場などの整備を進め、処理施設の適切な運営・維持管理を含めた処理体制の強化を図り、廃棄物の適正かつ安定的な処理を推進する

2) 上水道を安定供給する

- ・市民が将来にわたって安心して上水道を利用できるよう、安全で安定した供給体制を確立する

3) 生活排水を適切に処理する

- ・市民の快適な生活環境の確保や公共用水域の水質の保全を図るため、地域の実情にあわせて下水道等の整備手法を選択し、汚水を安定的に処理する施設の整備により、各地域における生活排水の適正な処理を推進する

4) 地域情報化を推進する

- ・地域間交流を促進し新市の一体性を確保するとともに、市民生活の利便性の向上を図ることができるよう、生活に密着した各種情報システムや公共施設間を結ぶ情報ネットワーク等の整備を推進し、情報通信基盤や利用環境を充実する

(3) 健康で安心して生活できるまちづくり

新市にある施設や人材などの資源を有機的に活用して、保健・医療・福祉など基礎的なサービスを総合的に提供することより、全ての市民が住み慣れた地域社会の中で、健康で安心して暮らすことができる都市をつくる

1) 保健・医療・福祉の連携のとれたサービスを充実する

- ・市民が生涯にわたって健康な生活を送り安心して暮らすことができるよう、上三川地域に保健福祉センターを設置するとともに、地域におけるサービス提供体制を整備し、医療と連携を図りながら、ライフステージに応じたきめ細かな保健・福祉サービスを市民の身近な場所において総合的に提供する

2) バリアフリーのまちづくりを推進する

- ・高齢者や障害者をはじめとするすべての市民が、住み慣れた地域の中で安心して暮らせるまちづくりを進めるため、「やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例」等にもとづき、公共施設等のバリアフリー化を推進する

3) 高齢者・障害者の福祉サービスを充実する

- ・高齢者や障害者が、身近な地域で福祉サービスを利用し、住みなれた地域において健康で生きがいを持ちながら安心して生活することができるよう、在宅福祉と施設福祉の連携を図りながら、福祉サービスの充実に努める

4) 子育て支援を充実する

- ・次代を担う子どもたちが心身ともに健やかに育つことができるよう、地域における育成環境の充実や多種多様な保育ニーズに対応するサービスを提供し、子育て支援の充実に努める

5) 生活衛生を向上する

- ・市民が安全で衛生的な暮らしが送れるよう、食品の安全性確保対策及び新斎場整備事業や霊園の整備等により、生活衛生の向上に努める

3 人，もの，情報が活発に交流する活力の創造

(1) 魅力とにぎわいのあるまちづくり

都市拠点などにおいて、「買う，味わう，学ぶ，遊ぶ，触れ合う，憩い安らぐ，住む」など多様な都市機能を備えることにより，多くの市民と来訪者も集い・交流する魅力とにぎわいのあるまちをつくる

1) 都市拠点機能を向上する

- ・都市の核としての風格・機能と快適な住環境を整えるため，JR宇都宮駅周辺などの都市拠点においては，人・もの・情報が集まる広域交流機能，都心居住機能を導入する
- ・また，広域都市圏の中心都市として活力を高めるため，馬場通り中央地区市街地再開発事業の実施により，高次の都市機能や商業・業務・サービス機能の集積を進めるとともに，魅力ある都市空間の創出を図り，多様で高度なニーズに対応できる中心市街地を形成する

2) 地域拠点機能を向上する

- ・都市機能と居住環境のバランスがとれた地域の発展拠点の形成を目指し，富士山地区，中里原地区，JR岡本駅西地区，JR宝積寺駅周辺地区，JR雀宮駅周辺，宇都宮テクノポリスセンター地区等において，土地区画整理事業などの整備手法を活用して地域特性を生かした拠点開発や良好な住環境を形成することにより，商業・業務，基礎的な教育・文化・交流等の地域拠点機能の向上を図る

(2) 豊かで活力あるまちづくり

百万人の商圈，国内有数の工業団地の集積立地，優良な農地などを背景に，産学官の連携を強化しながら，それぞれの産業の活性化を進めることにより，商業・工業・農業の均衡のとれた活力あるまちをつくる

1) 商業・サービス業を振興する

- ・経済環境の変化や消費者ニーズに対応するため，地域の拠点に形成された既存の都市機能の集積を生かし，企業の活性化や新たな商業の担い手や時代にあった業種を誕生させるなどにより，商圈の中心都市としてふさわしい活力にあふれた商業・サービス業を振興する

2) 活力ある工業を振興する

- ・企業の立地や高度技術産業の集積が進み工業都市として発展してきた特性を生かし，今後も地域経済の自立的発展を図るため，東谷・中島地区等の整備を進め，企業ニーズ，産業構造，流通形態の変化に対応した産業拠点の整備を促進するとともに，産学官の交流・連携を深め起業化を支援することにより，新市の活力ある工業を振興する

3) 魅力ある農業を振興する

- ・生産性・収益性が高く，人々の生命や暮らしを支える安全で良質な食を安定的に供給することのできる農業の確立をめざし，主産地の形成などによる農業生産の振興と図るとともに，都市と農村の交流を促進することにより，魅力ある農業を振興する

資 料 編

1 新市の概況

(1) 位置と地勢

気 候

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
気温()	4.0	5.2	9.4	14.1	16.7	20.0	26.3	26.4	21.3	16.3	7.9	3.7
降水量(mm)	107.0	21.0	121.0	69.0	107.0	96.0	321.0	304.0	157.0	180.0	30.0	58.0

出典：宇都宮地方気象台「平成14年栃木県気象年報」

(3) 人口・世帯数

外国人登録人口

平成14年12月末現在(単位：人)

国籍	合計	中国	韓国又は朝鮮	ブラジル	フィリピン	タイ	ペルー	米国	ヴェトナム	イラン	英国	インドネシア	スリランカ	オーストラリア	インド	スウェーデン	その他	
新市(合計)	8,318	2,526	1,393	1,286	893	716	342	218	114	83	71	59	53	50	40	11	463	
内訳	宇都宮地域	7,714	2,392	1,320	1,207	805	645	291	209	96	72	69	53	45	49	28	5	428
	上三川地域	178	34	20	44	14	24	4	4	3	1	3	8		11		8	
	上河内地域	57	18	2		22	8		1									6
	河内地域	171	43	27	9	25	22	35	1	3		1		1				4
	高根沢地域	198	39	24	26	27	17	12	3	18	5	1	2			1	6	17
栃木県全体	30,721	5,506	3,191	8,753	3,284	1,501	3,828	460	562	309	137	320	357	95	162	17	2,239	
新市が県に占める割合	27.1%	45.9%	43.7%	14.7%	27.2%	47.7%	8.9%	47.4%	20.3%	26.9%	51.8%	18.4%	14.8%	52.6%	24.7%	64.7%	20.7%	

出典：栃木県国際交流課「栃木県外国人登録市町村別・国籍別人員調査表」

(5) 経 済

産業別事業所数

平成13年10月1日現在(単位：所)

	総 数	農林漁業	鉱 業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	運輸・通信業	卸売・小売業・飲食店業	金融・保険業	不動産業	サービス業	
新市(合計)	25,769	61	19	2,745	1,721	8	573	11,412	485	972	7,773	
内訳	宇都宮地域	22,468	31	11	2,207	1,390	6	440	10,194	453	892	6,844
	上三川地域	1,089	4	3	211	104	1	72	376	11	38	269
	上河内地域	300	9	5	50	55		10	89	1	2	79
	河内地域	871	7		111	83		26	359	11	19	255
	高根沢地域	1,041	10		166	89	1	25	394	9	21	326
栃木県全体	100,562	427	123	12,077	13,082	38	2,425	40,637	1,359	3,733	26,661	
新市内訳	100.00%	0.24%	0.07%	10.65%	6.68%	0.03%	2.22%	44.29%	1.88%	3.77%	30.16%	
新市が県に占める割合	25.6%	14.3%	15.4%	22.7%	13.2%	21.1%	23.6%	28.1%	35.7%	26.0%	29.2%	

出典：「平成13年事業所・企業統計調査」

産業別従事者数（民営）

平成13年10月1日現在（単位：人）

	総数	農林漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・ 熱供給・水道業	運輸・通信業	卸売・小売業・ 飲食店業	金融・保険業	不動産業	サービス業	
新市(合計)	260,672	672	135	23,831	54,646	904	13,916	83,804	9,288	3,072	70,404	
内訳	宇都宮地域	225,141	288	91	20,253	40,368	878	11,466	75,967	9,026	2,895	63,909
	上三川地域	15,442	68	16	1,333	7,902	24	1,329	2,773	75	68	1,854
	上河内地域	3,135	91	28	428	1,358		179	511	1	12	527
	河内地域	8,321	79		745	2,590		611	2,510	103	47	1,636
	高根沢地域	8,633	146		1,072	2,428	2	331	2,043	83	50	2,478
栃木県全体	874,088	4,101	1,416	78,789	250,508	2,519	42,625	244,304	19,806	9,079	220,941	
新市内訳	100.00%	0.26%	0.05%	9.14%	20.96%	0.35%	5.34%	32.15%	3.56%	1.18%	27.01%	
新市が県に占める割合	29.8%	16.4%	9.5%	30.2%	21.8%	35.9%	32.6%	34.3%	46.9%	33.8%	31.9%	

出典：「平成13年事業所・企業統計書」

製造品出荷額等（従業員4人以上の事業所）

平成13年12月31日現在

	事業所数（所）	従業者数（人）	製造品出荷額等（万円）	
新市(合計)	876	44,067	200,886,639	
内訳	宇都宮地域	669	31,320	140,235,737
	上三川地域	64	6,534	39,318,122
	上河内地域	41	1,342	2,803,984
	河内地域	52	2,745	5,873,449
	高根沢地域	50	2,126	12,655,347
栃木県全体	6,553	211,166	750,321,799	
新市が県に占める割合	13.4%	20.9%	26.8%	

出典：「平成13年工業統計調査」

年間商品販売額

平成14年6月1日現在

	商店数（店）			従事者数（人）			年間商品販売額（万円）			
	総数	卸売業	小売業	総数	卸売業	小売業	総額	卸売業	小売業	
新市(合計)	7,171	2,072	5,099	57,189	21,821	35,368	286,485,944	218,926,911	67,559,033	
内訳	宇都宮地域	6,283	1,929	4,354	51,680	20,609	31,071	272,405,251	212,413,548	59,991,703
	上三川地域	275	69	206	2,041	635	1,406	5,724,641	3,069,816	2,654,825
	上河内地域	72	9	63	435	192	243	1,808,123	1,501,627	306,496
	河内地域	237	37	200	1,461	213	1,248	3,553,210	1,361,242	2,191,968
	高根沢地域	304	28	276	1,572	172	1,400	2,994,719	580,678	2,414,041
栃木県全体	26,936	5,606	21,330	171,067	47,152	123,915	564,646,041	356,165,238	208,480,803	
新市内訳	100.0%	28.9%	71.1%	100.0%	38.2%	61.8%	100.0%	76.4%	23.6%	
新市が県に占める割合	26.6%	37.0%	23.9%	33.4%	46.3%	28.5%	50.7%	61.5%	32.4%	

出典：「平成14年商業統計調査速報」

農業粗生産額

平成12年12月末現在

農業粗生産額(千万円)		総額	米	野菜	畜産	その他
新市(合計)		3,505	1,594	873	428	610
内訳	宇都宮地域	1,592	659	370	161	402
	上三川地域	624	180	334	73	37
	上河内地域	277	181	53	15	28
	河内地域	298	180	36	26	56
	高根沢地域	714	394	80	153	87
栃木県全体		27,464	9,484	6,499	8,074	3,407
新市内訳		100.0%	45.5%	24.9%	12.2%	17.4%
栃木県内訳		100.0%	34.5%	23.7%	29.4%	12.4%
新市が県に占める割合		12.8%	16.8%	13.4%	5.3%	17.9%

出典：農林水産省「平成12年生産農業所得統計」

2 新市の社会経済の見通し

(1) 人口の見通し

総人口

		1985 昭60	1990 平2	1995 平7	2000 平12	2003 平15	2006 平18	2011 平23	2014 平26
総人口		488,442	518,790	532,700	546,758	554,960	562,636	571,841	572,986
地域の人口	宇都宮地域	405,375	426,795	435,357	443,808	448,797	453,066	456,975	455,334
	上三川地域	25,229	27,300	27,700	29,421	30,696	31,577	32,895	33,601
	上河内地域	7,910	8,284	9,242	9,442	9,441	9,498	9,586	9,639
	河内地域	26,266	30,083	32,616	34,310	35,541	36,982	39,338	40,612
	高根沢地域	23,662	26,328	27,785	29,777	30,484	31,514	33,047	33,800

年齢構造

年齢3区分別人口の推移

		1985 昭60	1990 平2	1995 平7	2000 平12	2003 平15	2006 平18	2011 平23	2014 平26
人口	15歳未満	114,051	101,989	90,439	84,612	83,204	82,773	81,220	78,877
	15～64歳	331,600	362,905	375,737	381,723	382,654	381,292	376,110	364,512
	65歳以上	42,779	53,061	65,420	80,027	89,103	98,571	114,511	129,598
構成比	15歳未満	23.4%	19.7%	17.0%	15.5%	15.0%	14.7%	14.2%	13.8%
	15～64歳	67.9%	70.1%	70.7%	69.9%	69.0%	67.8%	65.8%	63.6%
	65歳以上	8.8%	10.2%	12.3%	14.6%	16.1%	17.5%	20.0%	22.6%

地域別年齢3区分別人口構成比の推移

		1985 昭60	1990 平2	1995 平7	2000 平12	2003 平15	2006 平18	2011 平23	2014 平26
宇都宮	15歳未満	23.3%	19.4%	16.6%	15.2%	14.7%	14.5%	13.9%	13.4%
	15～64歳	68.2%	70.6%	71.3%	70.3%	69.2%	67.8%	65.7%	63.5%
	65歳以上	8.5%	10.0%	12.1%	14.6%	16.1%	17.7%	20.4%	23.1%
上三川	15歳未満	23.5%	20.8%	19.7%	17.9%	17.4%	17.0%	16.4%	16.2%
	15～64歳	67.2%	68.8%	68.0%	68.2%	68.1%	67.9%	67.4%	66.0%
	65歳以上	9.2%	10.3%	12.3%	14.0%	14.4%	15.1%	16.2%	17.8%
上河内	15歳未満	20.3%	19.2%	18.8%	16.1%	14.7%	13.9%	13.3%	13.6%
	15～64歳	65.2%	63.4%	62.6%	63.7%	64.5%	65.0%	65.1%	62.6%
	65歳以上	14.5%	17.4%	18.6%	20.1%	20.8%	21.1%	21.7%	23.8%
河内	15歳未満	26.0%	22.3%	18.9%	16.2%	15.3%	15.0%	15.0%	15.0%
	15～64歳	65.9%	68.5%	70.4%	70.9%	70.3%	68.9%	65.5%	62.4%
	65歳以上	8.1%	9.2%	10.7%	12.9%	14.4%	16.1%	19.5%	22.6%
高根沢	15歳未満	22.3%	20.1%	18.3%	16.9%	16.0%	15.6%	15.0%	14.6%
	15～64歳	65.6%	66.6%	66.3%	66.1%	66.2%	66.3%	66.1%	64.9%
	65歳以上	12.2%	13.3%	15.4%	17.0%	17.8%	18.1%	18.9%	20.5%

世帯数

世帯数の推移

(世帯)

		1985 昭60	1990 平2	1995 平7	2000 平12	2003 平15	2006 平18	2011 平23	2014 平26
総世帯数		148,842	169,093	184,420	199,309	206,914	215,127	227,082	232,247
地域の世帯数	宇都宮地域	127,808	143,340	156,415	167,494	173,182	179,308	188,034	191,570
	上三川地域	6,706	8,182	7,885	8,888	9,534	10,118	11,005	11,451
	上河内地域	1,783	2,008	2,335	2,516	2,604	2,720	2,878	2,979
	河内地域	6,805	8,414	9,634	10,786	11,405	12,180	13,382	14,007
	高根沢地域	5,740	7,149	8,151	9,625	10,189	10,802	11,782	12,240

世帯人員の推移

(人)

		1985 昭60	1990 平2	1995 平7	2000 平12	2003 平15	2006 平18	2011 平23	2014 平26
世帯人員数		3.28	3.07	2.89	2.74	2.68	2.62	2.52	2.47
地域の世帯人員数	宇都宮地域	3.17	2.98	2.78	2.65	2.59	2.53	2.43	2.38
	上三川地域	3.76	3.34	3.51	3.31	3.22	3.12	2.99	2.93
	上河内地域	4.44	4.13	3.96	3.75	3.63	3.49	3.33	3.24
	河内地域	3.86	3.58	3.39	3.18	3.12	3.04	2.94	2.90
	高根沢地域	4.12	3.68	3.41	3.09	2.99	2.92	2.80	2.76

交流人口(昼間人口)

昼間人口の推移

(人)

		1985 昭60	1990 平2	1995 平7	2000 平12	2003 平15	2006 平18	2011 平23	2014 平26
昼間人口		512,300	545,618	562,370	574,364	584,076	591,830	599,221	598,623
地域の昼間人口	宇都宮地域	435,857	464,168	479,006	490,221	495,306	501,200	506,199	504,788
	上三川地域	29,515	30,967	29,597	29,833	30,278	30,534	30,593	30,440
	上河内地域	6,772	7,152	7,903	7,908	7,899	7,922	7,961	7,987
	河内地域	20,742	22,297	23,808	25,223	25,615	26,405	27,684	28,266
	高根沢地域	19,415	21,034	22,026	24,366	24,977	25,769	26,784	27,142

昼夜間人口比率の推移

(%)

		1985 昭60	1990 平2	1995 平7	2000 平12	2003 平15	2006 平18	2011 平23	2014 平26
昼夜間人口比		104.9%	105.2%	105.6%	105.0%	105.2%	105.2%	104.8%	104.5%
地域の昼夜間人口	宇都宮地域	107.5%	108.8%	110.0%	110.5%	110.4%	110.6%	110.8%	110.9%
	上三川地域	117.0%	113.4%	106.8%	101.4%	98.6%	96.7%	93.0%	90.6%
	上河内地域	85.6%	86.3%	85.5%	83.8%	83.7%	83.4%	83.0%	82.9%
	河内地域	79.0%	74.1%	73.0%	73.5%	72.1%	71.4%	70.4%	69.6%
	高根沢地域	82.1%	79.9%	79.3%	81.8%	81.9%	81.8%	81.0%	80.3%

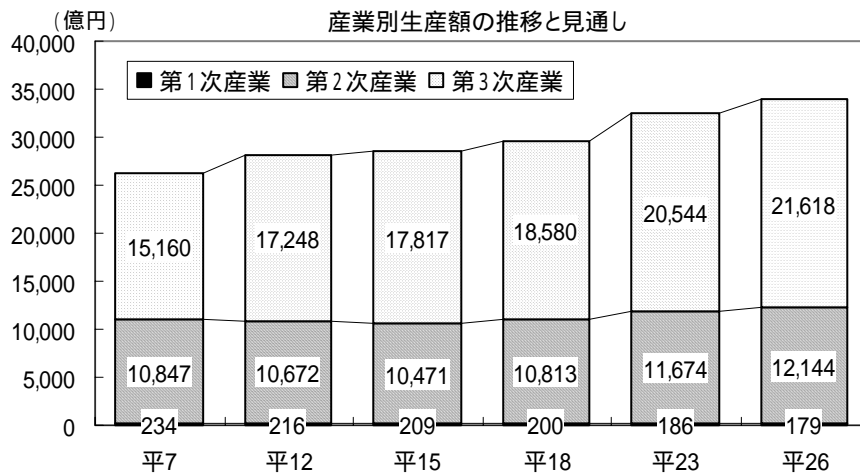
(2) 経済の見通し

経済規模

市内総生産額の推移

単位:億円,平成12年価格

	1995 平7	2000 平12	2003 平15	2006 平18	2011 平23	2014 平26
総額	24,814	26,786	27,034	28,072	30,736	32,193
宇都宮地域	21,386	22,508	22,619	23,424	25,648	26,899
上三川地域	1,690	1,981	1,992	2,048	2,167	2,215
上河内地域	328	339	369	392	431	450
河内地域	584	695	740	798	909	969
高根沢地域	825	1,263	1,314	1,410	1,581	1,662



地域別産業別総生産額の構成比の推移

(%)

	1995 平7	2000 平12	2003 平15	2006 平18	2011 平23	2014 平26	
宇都宮	第1次産業	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%
	第2次産業	38.4%	33.5%	32.0%	31.8%	31.5%	31.3%
	第3次産業	61.1%	66.1%	67.6%	67.8%	68.2%	68.3%
上三川	第1次産業	2.3%	1.8%	1.8%	1.7%	1.5%	1.4%
	第2次産業	73.6%	74.8%	73.4%	72.5%	70.9%	70.1%
	第3次産業	24.1%	23.4%	24.8%	25.8%	27.6%	28.5%
上河内	第1次産業	5.2%	5.0%	4.5%	4.0%	3.3%	3.0%
	第2次産業	53.4%	53.5%	54.7%	55.5%	56.2%	56.7%
	第3次産業	41.4%	41.5%	40.8%	40.5%	40.4%	40.3%
河内	第1次産業	3.3%	2.6%	2.3%	2.0%	1.5%	1.4%
	第2次産業	38.0%	37.8%	39.1%	39.8%	40.2%	40.6%
	第3次産業	58.8%	59.6%	58.6%	58.2%	58.2%	58.0%
高根沢	第1次産業	5.2%	3.4%	3.0%	2.7%	2.2%	2.0%
	第2次産業	54.2%	58.8%	60.1%	60.3%	58.9%	58.1%
	第3次産業	40.7%	37.8%	36.9%	37.0%	38.8%	39.9%

就業人口の見通し

就業者数の推移

単位:人

	1985 昭60	1990 平2	1995 平7	2000 平12	2003 平15	2006 平18	2011 平23	2014 平26
総数	257,318	283,126	297,401	299,472	303,501	306,230	305,286	302,340
宇都宮地域	219,464	242,577	256,772	256,783	260,655	263,157	262,781	260,718
上三川地域	17,744	18,706	16,985	16,413	16,493	16,259	15,563	14,972
上河内地域	3,542	3,659	3,983	3,857	3,896	3,840	3,707	3,586
河内地域	8,160	9,101	9,956	10,767	10,769	10,916	10,910	10,764
高根沢地域	8,408	9,083	9,705	11,652	11,689	12,057	12,325	12,299

産業別就業者数及び構成比の推移

単位:人

	1985 昭60	1990 平2	1995 平7	2000 平12	2003 平15	2006 平18	2011 平23	2014 平26	
就業者数	第1次産業	20,433	16,628	14,267	11,824	10,954	10,081	8,803	8,128
	第2次産業	84,991	95,296	92,951	89,940	90,284	89,607	87,683	85,987
	第3次産業	151,904	171,202	190,183	197,708	203,471	206,542	208,800	208,225
	合計	257,318	283,126	297,401	299,472	304,710	306,230	305,286	302,340
構成比	第1次産業	7.9%	5.9%	4.8%	3.9%	3.6%	3.3%	2.9%	2.7%
	第2次産業	33.0%	33.7%	31.3%	30.0%	29.6%	29.3%	28.7%	28.4%
	第3次産業	59.0%	60.5%	63.9%	66.0%	66.8%	67.4%	68.4%	68.9%

平成15年10月27日

宇都宮地域合併協議会
会長 福田 富一様

地域自治制度小委員会
委員長 竹原 卓郎

地域自治制度構築の中間報告について

地域自治制度につきましては、下記のとおり小委員会を開催し、中間報告書を取りまとめました。

つきましては、第4回宇都宮地域合併協議会において「地域自治制度の構築について」として提出いたします。

記

1 地域自治制度小委員会の開催状況

開催回	開催日	主な議題等
第1回	平成15年8月8日	・ 小委員会での検討事項について ・ 宇都宮地域における地域自治制度の構築について
第2回	平成15年10月14日	・ 地域行政機関の所掌事務・予算・執行体制について ・ 地域における住民代表組織について
第3回	平成15年10月23日	・ 地域自治制度の構築について

2 中間報告書

別添のとおり（地域自治制度の構築について）

地域自治制度の構築について

第1 地域自治制度構築の基本姿勢

1 地域自治制度構築の趣旨

- ・ 合併には、自治体の規模が拡大することによる行財政基盤の強化や自治能力の向上というメリットがある一方、住民と行政の距離が拡大する、また、地域特性が失われるという懸念もあります。
- ・ そのため、今回の市町合併においては、新市としての一体性の確保を図りつつも、「地域は全市のために、全市は地域のために」との理念を持つことによって、魅力ある地域を次の世代に引き継ぎ、個性と活気あふれる地域や豊かな新市を築いていくことが重要です。
- ・ こうしたことから、地域における自治を充実強化し、住民自治の拡充を図ることにより、地域の課題を自ら解決できる新しい地域自治の制度を構築する必要があります。

2 地域自治制度構築の目的

(1) 都市内分権 の推進

厳しい財政状況の中、複雑・多様化する住民ニーズに的確に対応するためには、行財政基盤の強化を図るとともに、地域の特性を生かした施策を展開することが必要となります。このため、新市としての一体性を保ちながら、都市内分権を推進します。

(2) 住民自治の拡充

住民がその自覚と責任に基づき、積極的に地域の自治を担うことにより、自立した地域社会を形成するため、住民自治の拡充を図ります。

都市内分権 自治体において、より狭域の単位に、一定の権限の移譲を行うこと。いわゆる「住民の顔が見える行政」が展開されるためにも、特に身近な事務について求められるとされている。

3 地域自治制度構築による新市のイメージ

(1) 地域主体による地方自治の本旨の実現

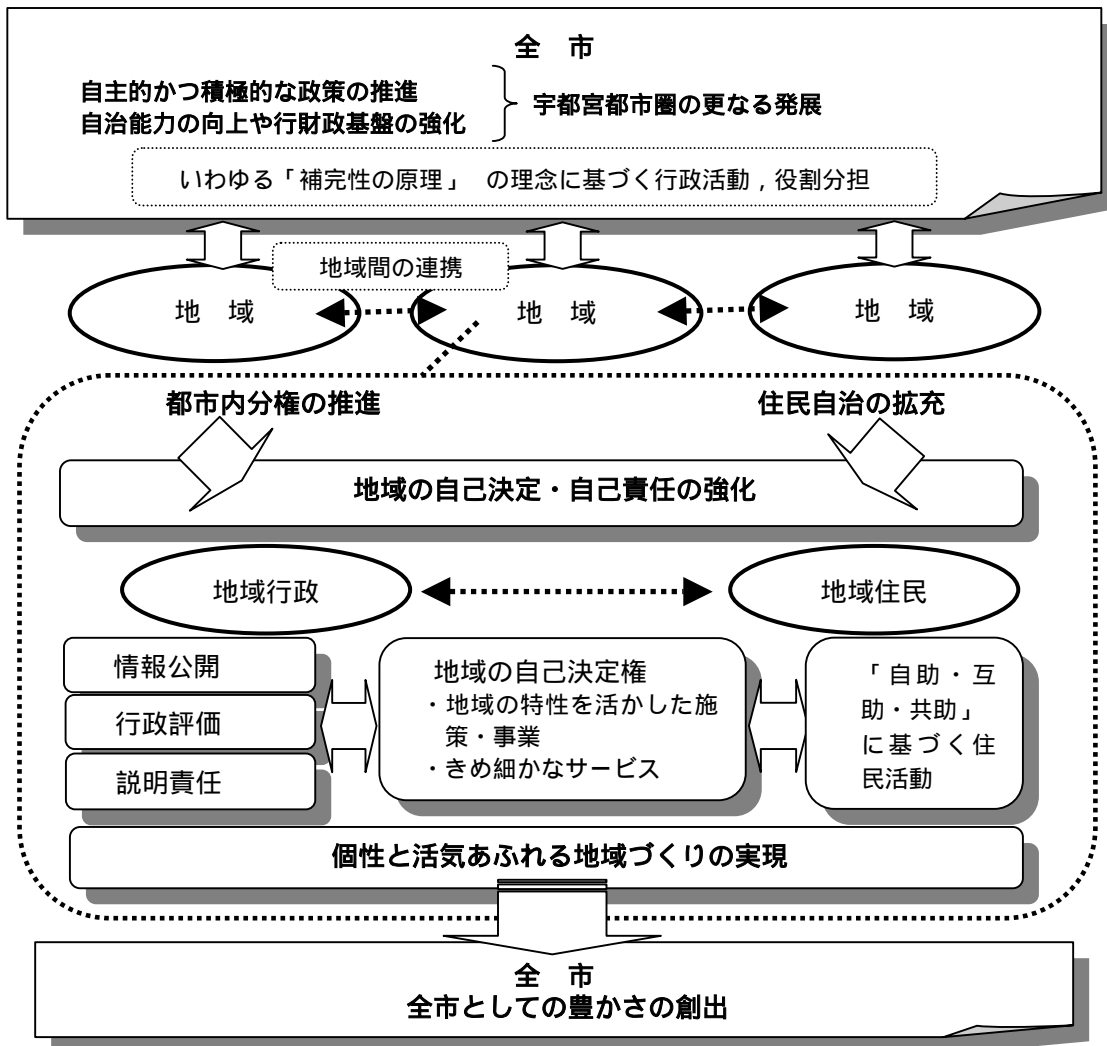
都市内分権の推進と住民自治の拡充によって強化された地域の自己決定・自己責任に基づき、地域が主体となった地域づくりを行うことを通して、団体自治と住民自治の確立を図り、地方自治の本旨の実現を目指します。

(2) 魅力ある地域づくりを通じた豊かさの創出

現在、各町の努力や創意工夫により行われている地域づくりを最大限尊重し、地域への分権や主体性を重視することにより、地域の内発的なエネルギーを湧出させ、合併後もそれぞれの地域が、個性と活気あふれる魅力ある地域づくりを行うことを通して、全市としての豊かさを創出します。

地方自治の本旨 憲法第92条，地方自治法第1条などに示される文言。不確定な概念ではあるが，住民自治と団体自治の両者を含むもので，その具体的内容は各国各時代の政治・経済・社会的諸条件によって決定されるというのが通説とされている。

《地域自治制度構築による新市のイメージ》



補完性の原理 補完性の原理とは「ヨーロッパ地方自治憲章」で条文化され、国連の「地方自治世界憲章草案」にも盛り込まれている「個人の自立」を前提とした社会の構成原理である。補完性の原理とは「キリスト教社会倫理に由来する考え方で、政策決定は、それにより影響を受ける市民、コミュニティにより近いレベルで行われるべきだ」という原則である。

自助・互助・共助 個人でできることは個人で解決する（自助）（この自己決定の中にこそ個人の尊厳の根拠がある）。個人で解決できないときは、まず家族がサポートする（互助）。家族で解決できないときは、地域あるいはNPO・NGOがサポートする（共助）。

（出所：「補完性の原理」と地方自治制度」昇 秀樹『都市問題研究』第55巻第7号）

第2 宇都宮地域における地域自治制度の概要

1 構築に当たっての考え方

前記第1 「地域自治制度構築の基本姿勢」に基づき、都市内分権の推進と住民自治の拡充を図るため、地域における行政と住民の関係や連携のあり方、また、その役割や権限などを中心として、次の点に留意しながら、宇都宮地域においてふさわしい地域自治制度を構築していきます。

(1) 効率性に配慮した制度の構築

- ・ 地域の自主性を尊重しながらも、一方で、合併の大きなメリットの一つとして行財政の効率化が求められることから、組織機構や人員の合理化・スリム化など、行財政改革の取組を通して、住民の利便性の向上、サービスの高度化・多様化を図っていく必要があります。
- ・ 地域自治制度の構築に当たっては、行財政の効率化に配慮しながら、地域への分権を行い、地域に根差した自治体運営を目指していきます。

(2) 制度的な保障

- ・ 宇都宮地域における地域自治制度は、地方自治法等の範囲内で、条例などにおいて位置付けていきます。
- ・ 現在、国では「地域自治組織」の制度創設に向けた取組の途上にありますが、新しい法律が適用される場合、宇都宮地域における地域自治制度に取り入れることが必要である際には、その活用を図ります。

「地域自治組織」の制度創設に向けた取組 第27次地方制度調査会は、中間報告「今後の地方自治制度のあり方について」(平成15年4月30日)において、「地域自治組織」を当面、合併前の旧市町村単位に導入する途を開くとし、二つのタイプを提示している。今後、同年11月頃に最終答申を提出。その答申を踏まえ、平成16年1月の通常国会には、地域自治組織制度の創設を含む合併推進のための法案が提出される予定となっている。ただし、地域自治組織制度についての新しい法律が平成17年3月までの合併についても適用されるか否かは、国において検討中のため現在のところ明確ではない。

(3) 住民自治の拡充に向けた制度の向上

- ・ 地域自治制度は、住民自治の拡充や地域特性を生かした地域主体の地域づくりを目指すものであり、その理念を継続させていく必要があります。
- ・ このため、住民自治の拡充に向け、各地域における住民自治の熟度や法改正の状況などを勘案しながら、常に制度を見直し、向上を図っていきます。

2 地域自治制度構築の方向性

- ・ 都市内分権により一定の権能を備えた地域行政機関 と、一定の役割を担う住民代表組織 が連携し、それぞれの役割を発揮し合うことにより、魅力ある地域づくりを展開していきます。
- ・ これまでの各町における自治の歴史を尊重するため、地域行政機関及び住民代表組織は、合併前の旧町を単位として設置します。

(1) 行政機関

ア 地域行政機関

地域行政機関は、地域における身近な行政機関として、地域の特性を生かした事務事業や地域に密接に関連したサービスを展開するとともに、地域住民が主体となった地域づくりを行うための支援・調整の役割を担います。

地域行政機関 法的には地方自治法（第155条第1項）に基づく総合出先機関（支所ないし出張所）。ただし、本庁の“出先機関”との旧来の考え方ではなく、地域における自治の拠点として主体的な役割を担うものを想定しているため、ここでは「地域行政機関」としている。

住民代表組織 地域住民の中から所定の方法によって選出された“代表”による合議制の組織を想定し、ここでは「住民代表組織」としている。

イ 全市統轄機関

全市統轄機関は、住民の生活保持のために不可欠な基本的な事務事業や全市的に行うことが効率的な施策・事務事業を実施し、また、全市的な政策・施策の企画立案など、総合政策・総合調整の役割を担います。

(2) 住民代表組織

- ・ 住民代表組織は、地域住民や住民組織（コミュニティ組織）などとの連携により、地域の総意を形成し、行政に反映していく役割を担います。
- ・ また、地域に関する施策・事務事業の立案や当該地域に関する計画の策定などに参画し、地域の代表としての役割を担います。

(3) 住民組織（コミュニティ組織）

住民組織（コミュニティ組織）は、住民自治活動の実施主体として、住民自治を拡充するために重要な役割を担います。

3 地域行政機関の執行体制

地域行政機関は、地域自治の拠点としての主体的な役割を担う、地域における総合的な行政機関とします。

(1) 法的位置付け

地域行政機関は、地域における身近な行政機関として、住民生活に密着したサービスを幅広く提供していくため、地方自治法に基づく「支所」として位置付けていきます。

(2) 名称

地域行政機関の名称は、地域自治の拠点としての理念を表したものとします。

全市統轄機関 “本庁”を指しているが、本庁においても、住民に対するサービス提供の機能などを備えていることから、地域行政機関との役割面での対比を行うため、ここでは「全市統轄機関」としている。

住民組織（コミュニティ組織） 自治会等の地縁団体や地域まちづくり組織等のコミュニティ組織といった、地域づくりの実施組織を包含して、ここでは「住民組織（コミュニティ組織）」としている。

(3) 権限

地域行政機関は、主として次に掲げる事項について権限を有するものとします。

地域行政機関の事務事業，予算の執行

当該地域に関する計画の策定

当該地域に係る全市的な施策・事務事業の意思決定への参画

(4) 組織体制

個性と活気あふれる地域づくりに必要な組織体制を整備しながらも，行政改革の観点から，効率的・効果的な執行体制を確立していきます。

(5) 地域を担当する特別職の配置

- ・ 合併は地域社会に大きな影響を及ぼすものであるため，その移行期に当たっては，地域住民，地域団体，民間団体などを総合的に調整し，主体的な地域づくりを推進する重要な役割を担う人材が求められることから，一定期間は，特別職を配置する必要があります。
- ・ また，地域自治の推進の観点からも，地域の行政，実情に精通した人材を外部からも登用することができるなど，特別職の配置が有効でありますので，新市の組織全体の中でその機能が効率的・効果的に発揮できるようにしていく必要があります。
- ・ このことから，地域を担当する特別職の配置については，その法的位置付けや配置のあり方，権限の範囲，呼称，選任方法，報酬など，十分に協議し，結論を出していきます。

4 地域行政機関の事務事業

- ・ 地域行政機関の事務事業は、都市内分権と行政の効率性のバランスに十分留意し、地域自治制度構築の趣旨を常に念頭に置きながら定めます。
- ・ 地域行政機関の事務事業を定めるに当たっては、基本的に、住民の利便性が低下しないことに配慮します。
- ・ 合併時において定めた事務事業や執行体制については、住民サービスの低下を招くことがないように十分留意しつつ、行政改革の推進及び事務の効率的な執行の観点から、合併後も見直しを行っていきます。

(1) 地域行政機関が実施する事務事業の概要（別紙1参照）

- ・ 地域行政機関においては、地域づくりや地域振興など、地域の実情や主体性を重視すべき、地域に密接に関連した事務事業を展開します。
- ・ また、戸籍住民・税務・国保年金・介護保険・保健福祉・教育における窓口サービスなど、住民の利便性を図るべきサービスを実施します。
- ・ さらに、各種相談業務や保健福祉における給付業務、サービス提供活動など、地域を対象として提供するサービスを実施します。

(2) 全市統轄機関が実施する事務事業の概要（別紙2参照）

- ・ 全市統轄機関においては、社会保障や環境、消防など住民の生活保持のために不可欠な基本的な事務事業、また、各部門における統轄機能や全市的な施策・事務事業などについて、合併に伴う規模のメリットを生かして効率化を図り、全市一体的に行います。
- ・ ただし、全市一体的に行うべきものであっても、市税・国保年金に係る事務などについて、一定期間、経過措置的に地域行政機関で実施する必要がある場合には、その事務事業の範囲や実施方法等の検討を行い、地域行政機関で実施します。

5 地域づくりのための予算

- ・ 個性ある地域づくりや地域課題の解決のため、一定の基準を設け、地域の裁量を生かす予算配分の仕組みづくりを行います。
- ・ 仕組みづくりに当たっては、効率性や妥当性の観点についても十分留意しながら、真に必要な予算を配分します。

(1) 予算配分の対象

住民活動の支援・総合調整，地域の安全・安心対策，地域経済振興，身近な公共施設の維持管理など，地域が主体となつて行う地域づくりや地域振興のための事務事業 を対象として，予算を配分します。

(2) 予算配分の方法

- ・ 予算配分は、「一定の基準に基づく配分方法」と「地域の創意工夫を重視した配分方法」の組み合わせにより行います。
- ・ 「一定の基準に基づく配分方法」については、地域の実情に応じて地域で行うことが効果的な事務事業に充てるものとし、「地域の創意工夫を重視した配分方法」については、地域の独自性や主体性を生かした事務事業に充てるものとします。

ア 一定の基準に基づく配分方法

- ・ 客観性・公平性の高い配分を行うため、地方交付税の普通交付税 における基準財政需要額 算定の考え方を取り入れ、地域づくりや地域振興のための事務事業の実施に見合った予算を地域に配分します。

地域が主体となつて行う地域づくりや地域振興のための事務事業 別紙1「地域行政機関が実施する事務事業の概要」において、「a 地域に密接に関連したもの」に分類される事務事業。

地方交付税における普通交付税 地方交付税は、地方財政保障制度の主体であり、国税の一定割合を割いて、一般財源が不足する自治体に配分される。用途は特定されていないので、自治体の裁量で用途を決めることができる。普通交付税は、地方交付税の一種でその94%を占める。

基準財政需要額 普通交付税の算定上、自治体が合理的かつ妥当な水準の行政を行うために必要な財政需要を、各行政項目ごとに算定した額の合計額をいう。

- ・ 配分された予算の執行に当たっては、地域の実情に応じた自由度を保つものとし、地域行政機関が、重点的に行う事務事業や優先順位などについて、住民代表組織との協議を行いながら、地域づくりのために弾力的に使えるものとしします。

イ 地域の創意工夫を重視した配分方法

- ・ 地域の特性を生かした独自の地域づくりへの創意工夫の意欲を重視し、個性や魅力のある地域づくりや地域課題の解決に寄与するような配分を行います。
- ・ 地域行政機関が住民代表組織との協議により計画を策定し、それに基づいて要求した予算について、全市統轄機関が審議・査定を行い、予算を配分します。

6 住民代表組織の全体像

- ・ 住民代表組織は、地域の総意を形成し行政に反映していくとともに、地域が主体となった地域づくりの核としての役割を担います。
- ・ 住民代表組織は、自主的かつ積極的に、より良い地域づくりや地域課題の解決を行うため、地域行政機関との“協議機関”，すなわちパートナーとして、地域住民や住民組織などとの連携が求められています。
- ・ このように、住民代表組織は、住民自治の拡充において極めて重要な役割を担うことから、その役割を十分に果たすことができるよう、住民組織（コミュニティ組織）の熟度などを念頭に、制度を構築していきます。
- ・ 住民代表組織は、新市における住民自治の熟度や国における「地域自治組織」の検討状況を睨みながら、今後とも住民自治のさらなる拡充に向け、制度的な見直しを行います。

(1) 法的位置付け

- ・ 住民代表組織は、地域づくりのための組織として、より意欲的な取組がなされるよう、その位置付けを明確なものとしします。
- ・ 住民代表組織は、地方自治法に基づき条例の定めるところにより、諮問機関として位置付け、制度的に保障します。

(2) 具体的な役割

住民代表組織は、主として次に掲げる事項について、役割・機能を有します。

当該地域の施策・事務事業等の立案への参画

当該地域に関する計画の策定への参画

市町建設計画の執行状況に対し意見を述べるなど、合併特例法における「地域審議会」の役割

(3) 組織構成

ア 基準

全市共通の一般的な基準を作成し、具体的には、地域行政機関が地域の実情に応じて運用します。

イ 構成及び定数

- ・ 住民代表組織は、地域の総意が反映できるような組織構成としていきます。
- ・ 住民代表組織の構成員の定数は、地域の人口規模や旧町の議員数などを参考にしながら、一定の基準を定めます。

合併特例法における地域審議会の役割 「地域審議会制度」は、合併によって住民の意見が行政の施策に反映されにくくなるとの懸念があり、そのことが合併推進の障害となっていることから、平成11年の法改正により創設された制度。地域審議会の役割は合併協議において話し合われるが、一般的には市町村建設計画の執行状況に関する答申・意見具申、各種計画に関する答申などのいくつかの役割が想定されている。なお、地域審議会は設置期間を設けて旧市町村の区域を単位とし、設置することができるが、設置期間は、一般的には市町村建設計画の計画期間が適当とされている。

ウ 選出方法

住民代表組織の構成員の選出については、自治会やPTAなど地域の各種団体の推薦を受けた者を任命する団体推薦制や公募の住民の中から選出する公募制など、幅広い方法において選出し、住民代表性の向上に努めていきます。

エ 任期

住民代表組織の構成員の任期は、一定の活動成果が期待できる期間とします。

オ 報酬

住民代表組織は、諮問機関として位置付けられることから、構成員には、条例に定められた報酬を支払うものとします。

7 住民代表組織と住民組織（コミュニティ組織）との関係について

（1）住民自治活動の現状（重層性・多元化）

- 住民自治活動の主体となる住民組織（コミュニティ組織）は、単位自治会などのコミュニティレベルをはじめとして、地域の実情により小・中学校区などの広域コミュニティレベル、市政・町政レベルまで、その役割に応じ重層的に組織されています。

《住民組織（コミュニティ組織）の現状》

区 域	住民組織（コミュニティ組織）				
	宇都宮市	上三川町	上河内町	河内町	高根沢町
自治体の区域	・ 自治会連合会	・ 自治会長連絡協議会	・ 自治会長連絡協議会	・ 自治会長連合会	・ 区長会
小・中学校区	・ 地域まちづくり組織（37） ・ 地区連合自治会	・ コミュニティ推進協議会（4）		・ コミュニティ推進協議会（1）	
単位自治会の区域	・ 710 自治会	・ 91 自治会	・ 34 自治会	・ 51 自治会	・ 54 自治会

- ・ さらに近年，自治会などの地縁型組織だけでなく，分野別のコミュニティ組織，また，NPOやボランティア団体など，区域を活動単位としない新しい組織が，環境や地域福祉などの各分野において重要な役割を果たすようになってきています。
- ・ また，住民自治活動の実施機能のみならず，こうした各組織間の連絡調整機能を持つ「地域まちづくり組織」や「コミュニティ推進協議会」が組織されている市町もあり，活発な活動が展開されています。

(2) 今後の取組の方向性

- ・ 住民組織（コミュニティ組織）は，住民自治活動の実施主体として重要な役割を担い，これまでも，各町において様々な活動を行ってきたことから，地域行政機関は，今後も，これまで培われてきた住民自治活動を最大限尊重し，さらなる育成・支援に努める必要があります。
- ・ また，地域行政機関は，こうした様々な組織との連携をこれまで以上に推進していくとともに，住民組織（コミュニティ組織）やNPO等の各組織間における，いわば「よこの連携」をコーディネートし，すべての組織が連携・協力し，住民自治が機能する仕組みの構築が必要です。
- ・ 住民組織の熟度や活動の状況は，各地域で異なることから，住民代表組織との関係については，地域の実情に即した取組を行っていきます。

地域行政機関が実施する事務事業の概要

分類項目 / 事務事業の性質	例 示
a 地域に密接に関連したもの	
<p>地域固有の独自性や実情に関するもの</p> <p>地域が主体となって担うことが効果的なもの</p>	<p>地域づくり，地域振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域のまちづくりに関する計画の策定 ・ 地域における広報・広聴 ・ 地域コミュニティ活動の支援，地域づくり関連のNPO・ボランティアなどの住民活動の総合調整 ・ 地域の安全・安心対策（防犯，防災，交通安全） ・ 地域の生活環境保全及び活動の支援，環境に係る相談 ・ 地域経済振興の相談・支援（商工業，農林業） ・ 地域における商工業振興対策 ・ 地域における農林業振興対策 ・ 地域内の公共施設の維持管理・補修（道路，公園等） ・ 地域性のある施設の管理・運営・修繕（庁舎，コミュニティ施設等） ・ 生涯学習活動支援 ・ 地域伝統・文化の継承活動支援，地域イベント ・ 教育相談（不登校対策等）
b 窓口サービス	
<p>住民の利便性の観点から，住民に身近な場所でのサービス提供が求められるもの</p>	<p>戸籍住民</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 届書受付，証明交付 ・ 諸事務（記録等） <p>税 務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請受付，証明交付 <p>国保年金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被保険者証交付 <p>介護保険</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請受付，証書・証明交付 <p>保健福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請受付，証書・手帳交付 <p>教 育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公立学校の入学・転学事務，証明交付
c 地域を対象として提供するサービス	
<p>住民と向き合いサービスの提供を行うべきもので，なおかつ，事務の効率性の観点から地域において供給すべきもの</p>	<p>税 務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談 <p>国保年金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談 ・ 給付，貸し付け <p>介護保険</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談 <p>保健福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談・支援 ・ 給付（現金給付，福祉用具等の現物給付等） ・ サービス提供活動（訪問指導，健康づくり活動，健康診査等）

全市統轄機関が実施する事務事業の概要

分類項目 / 事務事業の性質	例 示
<p>d 全市一体的に行うべきもの</p> <p>住民の生活保持のために保障すべき,基本的なもの</p> <p>全市的なもの, または,規模のメリットにより効率化が図られるもの</p>	<p>企画・総務</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合政策, 広報・広聴, 危機管理, 行政管理, 財産管理, 契約 <p>税 務</p> <ul style="list-style-type: none"> 税制, 賦課・徴収事務 <p>市民生活</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域づくり・サービス事務の総合調整 <p>国保年金</p> <ul style="list-style-type: none"> 国保年金事務の統轄 <p>介護保険</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護保険事務の統轄, 賦課・徴収事務 <p>保健福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> 保健と福祉に関する事務の統轄, 許認可, 試験検査, 指導監査, 監視 <p>環 境</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境政策, 環境保全, 資源循環推進, 廃棄物対策, 清掃事業 <p>商工・農務</p> <ul style="list-style-type: none"> 産業政策, 金融政策, 観光政策, 労政事業 農業政策, 農政・農地対策, 土地改良・農業集落排水事業 <p>建設・上下水道</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設 公共公益施設等の新設・改良, 施設管理, 住宅政策 上下水道事業, 収納事務 <p>都市開発</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画, 都市基盤整備(再開発, 土地区画整理事業, 公園等) <p>消 防</p> <ul style="list-style-type: none"> 消防, 予防, 救急体制の統轄 <p>教育委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> 生涯学習, 学校教育, 文化, スポーツ振興の統轄 <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 議会, 選挙, 監査, 出納

別紙 1, 2 は, 現時点における事務事業の整理となりますが, 現在さらに, 詳細について, 事務事業全般にわたり検討しています。

宇都宮地域における合併後の地域自治制度のイメージ

